

平成30年第4回定例会

奈井江町議会定例会会議録

平成30年12月21日 開会

平成30年12月26日 閉会

奈井江町議会

平成30年第4回奈井江町議会定例会

平成30年12月21日（金曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 議案第1号 平成30年度奈井江町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第5号 奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第6号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 会議案第1号 奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第2号 平成30年度奈井江町一般会計補正予算（第4号）
- 第11 議案第3号 平成30年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第4号 平成30年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第7号 公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町地域交流センター）

○出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利律子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町	長	三	本	英	司
副	町	長	相	澤	公
教	育	長	萬	博	文
まちづくり	参事	碓	井	直	樹
健康ふれあい	参事	小	澤	敏	博
会計	管理者	小	澤	克	則
くらしと	財務課長	馬	場	和	浩
まちなみ	課長	大	津	一	由
おもいやり	課長	石	塚	俊	也
ふるさと	商工観光課長	横	山		誠
ふるさと	農政課長	辻	脇	泰	弘
教育委員会	事務局長	松	本	正	志
町立病院	事務長	杉	野	和	博
代表	監査委員	中	野	浩	二
農業	委員会会長	千	徳	信	行

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会	事務局	長	山	崎	静
議会	庶務	係長	東	藤	美妃代

（9時59分）

挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

本会議を始める前ですが、今般の町長選挙におきまして、無投票当選をされました三本町長より、発言の申し出がございましたので、ご拝聴願います。

(町長：所信)

●議長

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

第4回定例会出席、大変お疲れさまです。

私は、この度の町長選挙において、多くの町民の皆様からご支援を頂き、町政を担当させて頂くことになりました。

ここで、お許しを頂きましたので、議員の皆様、町民の皆様に対して、私の所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと思います。

私は、北前町長の引退の報を受け、生まれ育ったこの奈井江町の現状を鑑み、町のために今自分の出来ることを思いめぐらし、今回の町長選挙に立起を決意致しましたが、本日こうして、この議場に立たせて頂き、その責任の重さを痛感し、まさしく身の引き締まる思いであります。

今後4年間の行政の推進にあたっての、私の基本理念は、奈井江町の行政推進の基本である「まちづくり自治基本条例」の原点に立って、町民の皆様と議論し、みんなで創り上げるまちづくりを進めることとあります。

まちづくり自治基本条例を踏まえた3つの理念として、1つ目には、町政参加の権利と責任を捉えた、住民自治を目指し、町民自ら主体となったまちづくりを進めること。

2つ目には、町民同士の相互扶助を捉えて、お互いの尊重と助け合いのまちづくりを進めること。

3つ目には、次代の育成、未来志向の考え方に立ち、将来を考え、皆様とともに、この町を守り育てていくまちづくりを進めることとあります。

この3つの理念の下、町民の皆様とともに、まちづくりを進めて参る所存であります。

また、実現に向けた具体的な手法としては、政策の検証と実践に向けて、まずは、まちづくり町民委員会の充実を図って参ります。

更には、町民委員会の内部に検討委員会を設け、新たな「奈井江町自律プラン」を策定するほか、町政を観察し、ご助言を頂く「町政モニター」の創設や連合区長、区長をサポートする連合区担当職員の設置を行います。

こうした取り組みに向けては、当然ながら役場職員による明るく活発な議論が必要であり、そこを経て、行政と町民の皆様が一体となってまちづくりを進めて行くことが必要と考えております。

次に、具体的に、取り組むべき課題と方向について申し上げますが、まず1点目は、「定住の促進・子育て支援・就労支援システムの構築」であります。

子育て世代の定住をより進めるために、教育理念を統一した、幼・小・中連携教育の

実現に取り組むほか、保健・子育て・教育の連携による「子育て世代包括支援センター」の設置を検討して参ります。

2点目は、「トータルサポートシステム構築の推進と奈井江町地域包括ケア体制の検証」であります。

医療・介護・福祉・生活に係る、新たなトータルサポートシステムの構築のほか、病病連携の推進の中から、健全な病院経営を目指して参ります。

また、在宅ケアと施設サービスとの一体的ケア体制を推進するため、介護サービス事業者、更には、社会福祉協議会との連携を強化して参ります。

3点目は、「公共施設維持管理計画の検証と確実な実行」であります。

町の公共施設は、行政サービス、コミュニティの拠点として活用されていますが、更新や改修の課題を抱えています。

行政サービスの連携、広域利用、施設の統廃合など幅広く検討して参ります。

役場庁舎については、防災対策などの課題を整理しながら、建設年次など具体的検討を進めて参ります。

4点目は、「農・工・商が持つ、奈井江町の魅力を発信する取り組み」であります。

奈井江町は、道内有数の工業力、恵まれた雇用の場があります。

不足する労働力を確保するために、立地企業との連携を更に強化して、その魅力を発信して参ります。

奈井江町の農業者は、信頼される農産物を安定的に送り出す、高い農業生産技術を持っています。

この技術を活用し、農業を持続的に発展させるために、若い担い手が多業種で議論する場の設置を検討して参ります。

最後の5点目は、「地域コミュニティの再構築」であります。

再構築とは、それぞれの世代が役割を果たしながら、協働のまちづくり、生涯活躍のまちづくりを推進することです。

今後の高齢化を見据えて、高齢者が「まちづくりのサポーター」として社会参加ができる環境づくりを進めて参ります。

また、子供たちが通学する時など、交通安全に注意しながら、すれ違う人に挨拶し、低学年の子の手を引いてやることも、立派な社会参加であります。

引き続き、まちづくりに参加する環境を創って参ります。

当たり前のことを、当たり前にすることがまちづくりの第一歩だと思っております。

子供も、お年寄りも、障がいのある方も、みんなが理解しあい、明るく、楽しく生活できる町。

町民が誇りを持ち、みんなで一緒に考え、行動して創り上げる町を目指して参ります。

以上、就任にあたっての私の所信を申し上げます。

改めまして、議員の皆様、町民の皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

●議長

町長、ありがとうございました。

(10時07分)

開会

●議長

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、平成30年第4回定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番大関議員、8番大矢議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から26日までの6日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から26日までの6日間に決定しました。

日程第3 議長諸般報告

(10時09分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。
会務報告は、書面報告のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。
議会運営委員長、4番石川議員。

(議会運営委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。
議会運営委員会報告を行います。
9月6日以降に開催された議会運営委員会の報告を致します。
9月7日から本日まで、議会運営委員会は3回開催されております。
報告致します。

委員会開催日平成30年10月2日、調査事項、今後の議会のあり方について、調査内容、①今後の議会のあり方について。

委員会開催日平成30年10月17日、調査事項、今後の議会のあり方について、調査内容、①今後の議会のあり方に関する視察研修について。

委員会開催日平成30年12月17日、調査事項、第4回定例会に関する議会運営について、調査内容、①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④意見案の取扱いについて、⑤会議案について、⑥調査について、⑦その他について。

以上、議会運営委員会報告と致します。

3. 委員会所管事務調査報告 (まちづくり常任委員会)

(10時11分)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、3番遠藤議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●3番

皆さん、おはようございます。

それでは、第3回定例会におき、付託されました調査事項について、調査が終了しておりますので、ご報告申し上げます。

委員会開催日10月2日、調査事項、調査第1号「林道の維持管理と鳥獣対策について（現地調査含む）」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、林道は、水資源のかん養、洪水や土砂災害の防止、地球温暖化防止など多面的機能を有する森林の整備、保全のための重要な施設である。

森林の整備は長期的な事業であることから、今後も林道の適正な維持管理に努めていただきたい。

また、鳥獣被害においては、近年、エゾシカ、ヒグマ、特定外来種のアライグマなどの出没範囲が広がっていることが報告された。

被害防止策として、延長36.6kmの電気牧柵の設置、砂川市との広域による協議会の運営などの取り組みについて評価するものである。

今後においても地域の声や実態を把握し、関係する課と十分な連携を図り対策を着実に進め、効果的な鳥獣被害防止対策の取り組みの強化に努めていただきたい。

委員会開催日10月23日、調査事項、調査第2号「公園の維持管理について」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、公園は、幅広い年齢層の自然とのふれあい・憩いの場であり、地域コミュニティ活動や子ども達の遊びの場として多様な活用の拠点である。

公園の遊具については、今後も点検を実施し公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な管理・修繕に努めていただきたい。

また、公園等環境美化ボランティア推進事業については、他のボランティア事業と組み合わせる等、多くの住民の方に参加していただけるよう望むものである。

委員会開催日10月23日、調査事項、調査第3号「母子保健事業について」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、本町の母子保健事業は、妊娠期から子育て期を通して、個別に保健指導、相談、支援を行い、子育ての環境づくりに繋げており、定住対策の大きな柱となっている。

町内外から高く評価されている「すこやか健診」は、子どもたちの健康保持に大変有意義な事業であり、また、奈井江中学校、奈井江商業高校で実施されている「思春期教育」は、正しい性の知識、意識の普及を図るうえでも重要な事業である。

両事業ともに保護者をはじめ、学校関係者の理解と協力のもと要望に即し、更なる充実に努めていただきたい。

また、虐待リスクの高い保護者、発達障がいを疑われる子どもを持つ保護者など、きめ細やかに対応していることは高く評価するところである。

今後においても、安心して子育てができる環境づくりの体制の強化を望むものである。
委員会開催日 11月7日、調査事項、調査第4号「医療保険事業について」
説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。
資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、奈井江町の国民健康保険、後期高齢者医療の状況について
報告され、医療費については、少子高齢化や医療技術の高度化などにより、増加傾向と
なっていることも併せて報告された。

国民健康保険事業についても本年度より都道府県化されたが、今後も少子高齢化が進展
することから厳しい財政運営が見込まれる中、保険税賦課のあり方、被保険者の健康
保持などについて、それぞれを所管する課全体で連携し検討を進め、安定的な運営に努
めていただきたい。

以上、報告と致します。

(広報常任委員会)

(10時16分)

●議長

広報常任委員長、5番三浦議員。

(広報常任委員長 登壇)

●5番

おはようございます。

広報常任委員会の報告を致します。

委員会開催日9月14日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について、調査
内容、①議会だより第13号の誌面構成について。

委員会開催日10月3日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について、調査
内容、①議会だより第13号の校正について。

委員会開催日10月17日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について、調
査内容、①議会だより第13号の校正について。

委員会開催日10月24日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について、調
査内容、①議会だより第13号の校正について。

以上により、11月1日に議会だより第13号を発行しましたことを報告致します。

4. 例月出納定例検査報告

(10時17分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願

たいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告(町長、教育長)

(10時18分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

それでは、第3回定例会以降の一般行政報告について、前任町長の任期中を含めて報告を致します。

まちづくり課関係では、9月6日3時7分に発生した、北海道胆振東部地震に伴い、同日5時25分、奈井江町災害対策本部を設置して対応に当たっております。

全道的な停電が続く中、交流プラザみなクルに自主避難所を開設し、食料の配布、携帯電話の充電スポットを開設しております。

この被害において、まだ復興の最中にある皆様に、改めてお見舞い申し上げたいと思っております。

11月22日には、平成30年度の町政功労者顕彰式並びに感謝状贈呈式を挙げております。

顕彰の部では、長年にわたって議員並びに町の公職を担われ、町の振興発展に寄与されました、森山務様、笹木利津子様、森岡新二様、高橋毅様の4名の皆様に、町政功労章を、また、多額のご寄付を頂きました、4名の皆様には、感謝状の贈呈を行いました。

次に、11月28日には、全国町村長大会に出席し、合わせて道内選出国會議員に対する要請活動を行っております。

大会においては、添付資料の通り、地方創生の更なる推進など12項目にわたる決議を行い、併せて、大規模災害に関わる特別決議を行っております。

ふるさと商工観光課関係では、10月19日奈井江町産業講演会を文化ホールにおいて開催しております。

住友電気工業株式会社の牛島専務取締役を講師にお迎えし、「住友電工120年の歩

みと北海道住電精密のビジネス拡大」と題して、ご講演を頂いたほか、奈井江中学校吹奏楽部の演奏会、商工会およびJA新砂川から取り組みの事例が発表されております。

健康ふれあい課関係では、9月29日小規模多機能型居宅介護「ごきげん」奈井江の開所式に出席しております。

「通所」「宿泊」「訪問」など、新たなサービスの拠点として整備された本施設において、利用者の需要に応じたサービスの充実を期待するところであります。

以上、一般行政報告と致します。

(教育行政報告)

(10時21分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第4回定例会のご出席、大変、ご苦労さまでございます。

お手元にごございます教育行政報告より、3点につきまして、ご報告を申し上げたいと思います。

まず第1点目は、10月15日に行われました、小学校の稲刈りについてでございます。

今年は、天候不順等から、例年より遅い稲刈りとなりましたが、初めての稲刈りを体験した子供たちも多く、実り多き体験学習となりました。

また、11月26日、学校田に大変お世話になりました、皆様方を学校にお招きをし、子供たちから、感謝の気持ちと、コメ作りに関する研究発表をさせて頂いたところでございます。

この体験学習は、子供たちにとりましても、大変有意義な取り組みでございます。

今後とも、農業関係者をはじめ、町民各位のご理解とご協力をお願いするものでございます。

次、第2点目は、総合文化祭についてでございます。

11月3日から5日までの3日間にわたり、小、中、高の児童生徒の力作も含めまして、32の団体と個人合わせまして、821点の作品を公民館を会場に展示をさせて頂き、多くの町民の皆様方に、ご覧を頂いたところでございます。

また、3日には、文化ホールを会場に、7団体、48人の参加者によりまして、芸能発表会を盛会裏に開催を致しました。

文化祭の開催にあたりまして、ご協力を賜りました文化連盟をはじめ、関係団体、町民各位に心より感謝を申し上げます。

次に、第3点目でございますが、11月19日、「奈井江町教育の明日を考える集い兼PTA連合会研究大会」を、文化ホールにおいて開催をさせていただきました。

第1部では、奈井江商業高校の生徒会より、学校の紹介とPRを行って頂いたところでございます。

第2部では、筑波大学の「水野ともみ」先生をお迎えし、「うなづく」ことによる子育ての大切さ等のご講演を頂いたところでございます。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 町政一般質問

(10時23分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は、通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いします。

(1. 5番三浦議員の質問・答弁)

(10時24分)

●議長

5番三浦議員。

(5番 登壇)

●5番

改めまして、おはようございます。

今日は、町長に3点、教育長に1点質問致します。

まず、地域防災の取り組みについて、町長に質問します。

胆振東部地震に伴い、はじめて経験した全道的停電について、広報ないえの10月号で、奈井江町における災害の状況と、町の対応について特集され、改めて、災害への備えについて考えさせられたところです。

私が住んでいる南町は、停電の復旧が一番遅かったということもあり、電気のこない生活の不便さや、不安をより強く経験しました。

役場やみなクルで充電できることや、炊き出しをしていることを広報車で知らせて回ったということですが、家の中にいると全く聞こえない状況でした。

町内会の役員や民生委員などの方が、高齢者のお宅に知らせて回っても、車が無い方

は役場やみなクルまで行けなかったというのが実情でした。

特に、高齢者の方は、食べることについて、すごく心配なんだけれども、みなクルまでには行けないという方が多かったということです。

停電が長引いた、南町地区ではコミュニティ会館での充電や炊き出しが欲しかったという声が強くありました。

また、これが冬期間の災害だったらということを考えると、充電用だけでなく、避難所、南町コミュニティ会館のストーブやトイレを使うための電源としての発電機の備えが、必要だと思います。

この点について、町の考えをお尋ねします。

また、冬期間の停電で、ストーブが使えない家に、高齢者や障がい者が取り残されたらと考えると、災害時要援護者名簿の早急な整備が待ったなしだということも身に染みて感じました。

この件については、なかなか進まない現状ですが、改めて、今回のブラックアウトを機会に、こまめな更新の必要性が明らかになったと思います。

一刻も猶予できない状態だと思いますが、この点についても、いかがお考えか伺います。

●議長

(10時27分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員からの2点の地域防災に関わる取り組みについてのご質問であります。

まず、本年9月6日に発生致しました、胆振東部地震におき、被災された皆さんに、心から改めてお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い、復旧・復興を願うところであります。

この地震においては、全道規模の停電という、かつてない状況となりましたが、町の対応経過としては、災害対策本部を設置したのち、まずは、役場庁舎に発電機を設置し、道防災システムに加えて、庁舎の電話の電源を確保し、関係機関との連携に当たったとの報告を受けております。

このほか、町では、小型発電機6台を保有しておりますが、これを非常電源のない施設への搬入を想定して待機をさせたほか、自主避難所を設置したみなクルには、レンタル業者から、発電機4台を借り上げ、停電の再発に備えたところであります。

町の避難所については、一定期間の滞在を想定した、指定避難所が8箇所、一時的な避難を想定した、地区会館や広場等の指定緊急避難場所が20箇所あります。

また、災害や停電に関する避難所用備蓄品は、現在小型発電機6台、投光機・LEDライト等の他、冬期間の備えとして、石油ストーブ12台を備蓄し、指定避難所への対応を想定しております。

今回、災害対応が終結した際には、庁舎内の会議を開催し、それぞれの担当分野における対応を踏まえ、検証作業を行っておりますが、質問にもありました、広報活動や自主避難所の設置なども反省点を確認し、時間をかけた丁寧な広報活動を行うほか、発電機なども、今後の改善策を協議したところであります。

その対応として、まず町内全域からの自主的な避難を想定して、みなクル全館の電源を確保できる、常設の発電機の購入について、新年度予算において検討しております。

また、地区会館等については、当面、状況に応じて、現有の機材を活用することを考えておりますが、後期まちづくり計画において、年次計画による発電機の整備などについても検討をして参りますので、ご理解を賜りたいと思います。

2つ目の、災害時要援護者名簿の早急な整備についてであります。本町の災害時の支援に関する名簿に関しては、現在3つの区分に分かれております。

その1つは、ご質問にあります災害時要援護者名簿であります。避難行動、安否の確認など、災害から要援護者を保護するため、自治体が保有する介護や障害などの認定状況等を掲載し、基本的には災害時の活用を目的として、行政内で利用される名簿であります。

また2つ目には、法改正によって、災害時又は発災の恐れがある場合に、特に支援を要する方を、避難行動要支援者と定義し、その名簿の作成が義務付けられております。

この名簿は、発災時には、本人の同意を要せず、提供することが可能と定められております。

3つ目の名簿が、本町独自の取り組みとして、地域における見守りを目的として、高齢者等支え愛条例に基づき、支え愛名簿を手作業で作成しておりました。

当町では、これらの名簿を連動させて、整備するものであります。支え愛名簿について、当初作成した名簿の更新事務に課題が生じたことから、現在新たな方法として、住民基本台帳システムを活用した策定の検討を、防災・介護・福祉等の担当課により進めております。

この検討を進める中で、名簿には、行政内でのみ利用を許可された情報と、本人の同意に基づいて提供できる情報が混在していることがあります。

また、住民基本台帳システムを活用する上で、個人情報 を適正に取り扱うための手法をまずは明確に整理すべきとの共通認識に立つこととなり、名簿調整や掲載内容更新の手法、個人情報流出防止などのマニュアルを作成することとし、現在、関係課との最終の調整を行っております。

名簿の整備は、今年度中を目標としており、併せてその取扱いなどを記載した、ガイドブックを作成するほか、広報を活用するなど、改めて、町民の皆さんにも周知をして行く予定であります。

いずれにしても、地域のご協力を頂くためには、早期の整備と有効活用に向けて取り組んで参りますので、ご理解を頂きたいと思っております。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時33分)

5 番三浦議員。

● 5 番

発電機に関しては、後期まちづくり計画の中に盛り込んでいくということでしたけれども、出来るだけ早く、会館に設置して、地域の人たちが、それが使えるように、日頃から訓練できるような状況を作って頂きたいなというふうに思います。

それからもう 1 点、名簿の関係ですけれども、今回、ブラックアウトになった時に、桜ヶ丘の自治会なんですか、その中の役員の方たちが率先して食事が必要な人を 1 軒 1 軒訪ねて歩いて、何人分必要だということで、まとめてみなクルの方に取りに行き、それを配ったということがあって、やっぱりそういうことが出来なければ、ダメだねということが、南町の連合区の役員会の中で出ていました。

やはり、私は南町 6 区なんですけれども、声掛けまでは出来たんですけれども、そこまでは出来ない状況でした。

そのためにも、誰がそういうことが必要かというのが、町内会の役員とか、助け合いチームの役員が、共通認識としても持っているということが、大切だと思うんですけれども、その名簿が古い名簿を使っているために、新たに、体が具合悪くなったりして、自分では取りに行けないんだというような人たちの名簿が、名前が抜けているところがあるんですよね。

そういうこともあるので、今年度中に作るということでしたけれども、作った後のまた更に更新ということもありますので、その点についてよろしくお願ひしたいと思います。

本当に一刻も猶予がならない名簿だというふうに思っております。

● 議長

(10時35分)

町長。

● 町長

今、三浦議員のご意見かと思いますが、私もちょっと所感を申し上げますが、今まさに議員が申されていたとおりだと思っておりますし、南町地区でそういう活動をされていたということも、私もお聞きおよびをしております。

まさにそういうことを地域の中で、しっかりと活動出来る地域づくりというのが、これからの行政のまさに、過疎的なこういう町においては、重要な課題であろうかというふうに認識をしておりますし、今ほどご指摘がありましたとおり、この名簿を出来るだけ更新をしやすくするために、今、名簿作成の手順を整理をしているということでありますので、今回これが年度末を目途に作成がされれば、更新が、過去において、色々反省点を踏まえて、よりスムーズに進むものと認識しておりますので、ご理解頂きたいと思ひます。

● 議長

(10時36分)

5 番三浦議員。

● 5 番

この点について良く分かりました。

次の質問に移ります。

生活保護基準引き下げと就学援助基準について、教育長に質問致します。

奈井江町の就学援助認定基準は、生活保護の 1.3 倍となっています。

2013 年の生活保護基準の引き下げについては、国が就学援助への影響が出ないように配慮するよう通達があり、奈井江町では、生活保護基準引き下げの影響を受けずにきていますが、しんぶん赤旗の調査では、全国的には保護費削減に連動して、就学援助基準を引き下げた自治体が出てきているということです。

特に、政令指定都市では、20 市のうち 7 市でなんらかの引き下げが行われているということでした。

しかも、他の自治体の動向などを見て引き下げに踏み切ったという政令指定都市があったということで、今後、子どもの学ぶ権利を保障するための就学援助の対象が縮小されていく動きが広がることが懸念されるという記事でした。

10 月から生活保護の基準が引き下げられましたが、奈井江町では、次年度以降の就学援助受給基準を定める際の生活保護基準は、2013 年改定前の基準が保たれるのかどうかお尋ねします。

● 議長

(10 時 38 分)

教育長。

(教育長 登壇)

● 教育長

只今、三浦議員よりご質問のございました生活保護基準引き下げによる就学援助基準について、ご答弁を申し上げたいと思います。

就学援助につきましては、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのなきよう、経済的に困難な家庭の小中学生が平等に学校生活を送るための制度と認識をさせて頂いているところでございます。

本年 10 月に、生活保護基準の見直しが行われておりますが、今年度における当町の準要保護につきましては、従前の基準によるものとしており、来年の新入学用品の早期支給を含めまして影響はございませんが、見直し後の生活保護基準を、本年度、適用した場合、当町の就学援助への影響につきましては、4 世帯というふうに認識をさせて頂いたところでございます。

今般の文科省の通知におきましても、この見直しに伴い、できる限り、影響を及ぼさないよう、従前同様の基準を適用するよう、私共市町村にも求められているところでございます。

今後、当町における就学援助の取り扱いにつきましては、こうした状況を十分に考慮をさせて頂きたいと考えてございますので、なにとぞご理解のほど、お願いを申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(10時40分)

5番三浦議員。

●5番

奈井江町におきましては、就学援助については、満額といいますか、全ての項目について支給されているということも含めて、この近辺近隣を含めましても、本当に手厚く保護されているなというふうに、私も考えております。

ただ、就学援助に掛かる費用については、町の持ち出しということになりますので、いつまでも生活保護基準が下がり続けていけば、町の持ち出しがどんどん増えていくということになると思うんですけれども、県によっては、県単位でそのところを補助するということも今出てきているというふうに、聞いております。

北海道においても、道がそのところをある程度、補助してくれるような方向に進めばいいなと私は思いますけれども、教育長いかがですか。

●議長

(10時41分)

教育長。

●教育長

今、三浦議員の再質問で、町の財政状況を考えると、道のある意味応援も必要ではないかというようなご質問でございますが、私もそうなって頂ければ大変ありがたいなというふうに思っておりますし、機会があればそんなことも、お願いをしていかなければならないものというふうに認識はしておりますが、ただ今のところそういうふうな動きもないようでございますので、今はまずは、町の状況の中で、判断をして参りたいというふうに考えてございますので、なにとぞ、ご理解のほどをお願いを申し上げたいと思います。

●議長

(10時42分)

5番三浦議員。

●5番

来春の一斉地方選挙で、知事選もありますけれども、その辺をくみ取ってくれる知事が選ばれることを私も期待しております。

3番目に、学校給食費の無料化について、町長に質問致します。

子どもの健全な発達と、子育て支援の充実を定住促進につなげたいという目的で、昨

年度からは第3子以降、今年度からは第2子以降と、段階的に学校給食の無料化が進められてきました。

多子世帯の保護者の方からは、大変喜ばれているところですが、ぜひ第1子からという期待も高まっています。

そこで、次年度以降、この件に関し、町長は、どのようにお考えか、お聞きします。

●議長 (10時43分)
町長。

●町長

三浦議員の学校給食の関係の質問でございますが、学校給食は、兼ねてより児童生徒の心身の健全な発達に、大きな役割を果たすものとの認識をしております。

このため、関係町や機関、団体との連携を図り、地産地消による安全安心な給食提供をはじめ、学校栄養教諭による食育指導などの取り組みを推進して参りました。

これまで当町では、町民の皆さんと議論を交わし、幅広く町独自の施策を展開する中で、更に子育て支援の充実を図り、定住促進にも繋げていく考えから、学校給食の無料化により、多子世帯への支援を行っております。

現状において、第2子以降の対象者は全体で114名、また、準要保護世帯などを含め、給食費に関する支援を受けている児童生徒全体では178名58.2%となっております。

こうした町の様々な子育て支援により、多くの保護者に「安心して子育てができるまちづくり」として実感を頂いているものと考えております。

さて、議員からご質問の給食費無料化の進展ということでもありますけれども、少子化や人口減少などの状況は、より厳しさを増すことが想定される中で、まずは、しっかりと将来を見据えながら、保護者や児童生徒にとって、必要な支援、優先すべきことなどについて、広く俯瞰（ふかん）するとともに、財政状況も勘案しながら議論を交わし、検討していくことが必要だと考えております。

今後、第6期まちづくり計画後期実施計画策定の際には、こうしたことを踏まえて、この件につきましても、住民の皆様とも十分議論を交わして参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長 (10時45分)
5番三浦議員。

●5番

今後、保護者の意見も含めて検討して頂けるということでしたので、このことに期待したいと思います。

最後に、役場職員の女性幹部育成及び登用について、町長に質問致します。

この件については、私は、過去に、北町長に2回ほど質問していますが、奈井江町と

しては全体として、女性の管理職は多いんですという、そういう回答だったんですけれども、例えば、女性の多い職場、看護師、保健師、保育士、そのような方たちがいる職場では女性の幹部というものが存在していて、それを含めると、女性幹部というのが多いんですという町長の回答は、間違いではないと思うんですけれども、一般職に限って言えば、その割合が高いとは言えないのではないかとというふうに、考えています。

国や道においても、女性管理職の登用を進めようという方向にあります。

また、町長が先ほど、お話しした色々な人の意見を聞きながら、町政を進めていきたいということも含めて、男性も女性も同じように、意見が言える、そのことが、活かされていく、そういう町政を行うためにも、是非、女性幹部の育成、登用を積極的に進めて頂きたいというふうに思うんですが、その点について、いかがお考えでしょうか。

●議長

(10時47分)

町長。

●町長

4つ目の一般職の女性幹部育成についてということですが、基本的には、議員のお考えと全く異はございません。

現在の奈井江町役場の女性職員数が、全職員198名中100名であります。

その割合は50.5%であります。

また、病院や派遣職員を除いた職員数では98名中43名で、その割合は43.9%となり、いずれも全道市町村の平均女性割合35.4%を上回っております。

職員の中に占める割合ということで、そういうことで押さえて頂きたいと思えます。

また、病院や派遣職員を除く管理職につきまして、主幹職以上22名中4名が女性であります。

女性幹部の育成については、一つは職員研修による育成であり、毎年、研修計画に基づき、職責に応じた必要な知識、技能の習得等の研修への参加を行っております。

その中で、幹部育成の研修については、東京都にあります自治大学校への派遣、また、滋賀県にあります国際文化アカデミーへの研修の参加にし、女性リーダーとして職場の活性化や部下の育成等、幹部職員に必要とされる能力の向上に取り組んでおります。

また、現在、企画、財政、議会等、主要ポストで女性職員を配置しておりますが、このことは幅広い知識、経験を身に着けるキャリアの醸成にも繋がっているものと考えております。

次に、幹部職員への登用ということですが、女性活躍推進法に基づき、平成28年4月に「奈井江町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定しております。

女性管理職の割合を、平成32年度までに30%以上とする目標を定めております。

まちづくり自治基本条例においても、人権の尊重として、男女が平等に参画できる社会づくりを明記しています。

今後においても、幹部職員の育成を行い、登用に取り組み、女性が活躍できる組織づ

くりに努めて参りたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

- 議長 (10時50分)
5番三浦議員。

●5番

私は、議員になって8年弱になりますけれども、奈井江町の役場職員の女性の職員の皆さんは本当に能力高いというふうに思っております。

何かをお願いした時に、それをしてくれるだけじゃなくて、それ以外のことについても、気を使って、これもあります、あれもありますというふうに、広く私たちの要望を聞いて下さる。

そして、きめ細かに対応して頂いているということで、是非この女性の職員の方たちの力を町の発展のために使って頂きたいなというふうに、本当に強く強く思っております。

このことをお願い致しまして、私の質問を終わります。

●議長

以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

(10時51分)

(2. 6番森岡議員の質問・答弁)

(10時52分)

●議長

6番森岡議員。

(6番 登壇)

●6番

通告に従いまして、2件、町長に質問をさせていただきます。

まず、三本町長におかれましては、先の町長選挙にて御当選されましたこととお祝いを申し上げます。

地方行政が本当に厳しい大変な状況の中、自ら手を挙げて頂いたということについては本当に敬意を表しますと共に、これから奈井江町のリーダーとして、今までの経験や見識を活かして、まちづくりの先頭となって、ご活躍されることを期待しております。

本当に重責ではありますが、体に十分気を付けて頑張ってくださいよう、お願いします。

それでは、2件について質問を致します。

具体的な取り組み等につきましては、来年の執行方針や予算案で示されることということは認識しておりますので、大綱的な質問になるかと思いますが、よろしくお願いを

致します。

1 件目の質問は、現在の奈井江町の財政状況と、まちづくり計画について伺います。

三本町長が立候補を表明された時、更には、選挙に至るまでの間に、今後進めていかなければならない取り組みの一つとして、財政の健全化を掲げておりました。

第6期まちづくり計画がスタートする頃の財政推計と、現状を比較しますと、基金等につきましては、前任の北町長、それから職員の皆さん、努力を頂いたと思いますが、当初推計を上回る状況ではありますけれども、奈井江町の現状、それから今後のことを考えますと、安心できる状況でもないのかなというような思いをしております。

私も、3月の定例会におきましては、北町長に、「近い将来の財政推計に不安がある」ということを申し上げた経緯もありまして、三本町長が財政の健全化を進めたいと言われたことにつきましては、共感をするものであります。

しかしながら、財政の健全化と合わせて、地域の活力を失うことなく、施策を実行して、将来に向けてのまちづくりを進めていくということは、本当に大変で、非常に陰しく繊細な取り組みになるのではないのかなというように思っております。

そこで、奈井江町の財政状況と今後のまちづくり計画におきまして、4点伺いたいと思います。

まず、1点目は、現在の奈井江町の財政状況について、三本町長はどのように認識をしているのかということをして1点。

次には、来年度予算について、もう既に各課の積み上げが終わっておりまして、年明けには詰め作業と、最終査定となると思われましても、来年度、平成31年度予算編成における基本方針について伺います。

3点目は、来年度、前期5カ年、予算と絡みますけど、5カ年の実施計画の最終年度となる来年度については、前期計画の変更や見直し等を考えているのかということをして伺います。

4点目、これは、来年度中に取りまとめられます、財政推計を伴う後期5カ年の実施計画は、様々な状況を勘案しながら、これは私の捉えとしてですけど、先ほど申し上げたように、財政状況のことも踏まえますと、奈井江町の今後や将来に向けて、極めて重要な期間であり、極めて重要な位置づけになるという認識でおりますけれども、町長の見解について、伺いたいと思います。

以上、4点、質問させていただきます。

●議長

(10時56分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

まず最初に、力強い励ましの言葉を頂きまして、ありがとうございます。

4つの質問にお答えをして参りますけれども、1点目、現在の奈井江町における財政

状況への認識ということであります。

ご承知のとおり、これまで多くの社会資本整備をして参りましたが、道路、水道、下水道を含めたこれら施設が、更新時期を迎えること、更には、人口減少が進展する中で、地方交付税の低迷など、市町村財政が極めて厳しい環境に直面していると認識をしております。

近年の当町の予算編成についても、歳出財源不足と財政調整基金繰入金に大きく依存し、ここ数年、基金残高が減少しているのが実態であります。

「健全な財政運営なくして、健全な行政運営は成し得ない」というのが私の思うところであります。

過去からの延長線上での対応策を議論するのではなく、将来の危機と、その危機を克服する姿を想定した上で、現時点から取り組むべき課題を整理して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の来年度予算編成の基本方針について、3点目の前期まちづくり計画の来年度、変更や見直しについてであります。財政的視点で関連がありますので合わせてお答えをさせていただきますが、予算編成方針は、既に、前町長が示したところであります。

引き続き厳しい財政状況の下、第6期まちづくり計画とまち、ひと、しごと創生総合戦略で掲げた目標の達成を念頭に置き、町民ニーズやこれまでの施策を十分に検証し、長期的な視点に立ち、創意工夫により、年度予算編成を行って参ります。

また、町の現状を鑑み、定住、子育て、医療、介護、産業など、出来ることから盛り込んでいきたいと考えておりますが、財政状況を踏まえて、前期まちづくり計画の変更や見直しを慎重に判断して参りますので、ご理解を頂きたいと思います。

4点目の後期5カ年の実施計画の策定にあたっての見解であります。まずは10年間の基本構想の再確認を行うとともに、前期計画の積み残しや、新たな課題などを集約し、検証して参ります。

その上で、先ほど所信の中でもお話しをさせていただきました、各種取り組みを実施して参りますが、財政状況をしっかり見通しながら計画の策定を進めて参りたいと考えております。

どうぞ、ご理解を頂きますよう、お願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時00分)

6番森岡議員。

●6番

只今、4点についてご答弁を頂きました。

まず、財政状況の捉え、それは僕より当然、三本町長の方がずっと詳しいのは当たり前前の話なんですけど、就任当初に報道で一部出ていましたが、かなり厳しい状況になるというようなことは言わざるを得ないというような発言があって、このままでは本当に

町が立ち行かなく可能性があるとかいう報道がありました。

そういう観点からすると、少々、今の答弁では温度差を感じてしまったんですけども、ただ、将来的に厳しさについては、お話頂いたので、予算編成とそれから5カ年の事業、前期の事業につきましても、色々な観点から見直すというお話がありました。

もう一つだけ、今質問した中で確認させて頂きたいんですけど、4つ目に聞いた後期5カ年の実施計画と財政推計5カ年をつけるんですけど、その最終年度は当然、第7期のまちづくり計画を策定して、また前期の実施計画と、それから財政推計もつけていかなければならないんですけども、このことを思うと、本当にもう僕は来年度作る後期計画、それは確かに、まちづくり10年の計画の目標に向かっていくことですから、大きく変わることはないとは思っていますけど、これは本当に来年からの6年間を含めて、本当に奈井江町の将来、左右するんじゃないかと、本当に町の雰囲気ガラッと、もしかしたら変わってしまうような状況がくるんじゃないかと、そういう心配というか、それが奈井江町のためであれば、それは当然やっていかなければならないことですが、その辺の僕が考えているその期間の本当の重要性ということについて、もう1度、町長の見解をお聞きしたいと思います。

●議長

(11時02分)

町長。

●町長

今の再質問に対してお答えを致しますけれども、今、議員がおっしゃった、議員自身を持つ財政的な危機感と、私が持っている危機感と共有するものなのか、ちょっと判断はつきかねますが、いずれにしても、今、議員がおっしゃったとおり、今の基金残高だとか色々なものを勘案した時に、来年度に策定する、私は皆さんの前で自律プランというふうに改めて言葉を使わせて頂きましたが、これは、極めて重要な役割を担うものと思っております。

そのために、まちづくり町民委員会ですとか、町民の皆様に理解を頂いて、計画を策定しないとこれが実行出来ないだろうというふうに思っておりますので、そういう気持ちを職員と共有しながら、それを議会の皆様にお示ししながら、町民と語っていきたいというふうに考えております。

ご理解頂きたいと思います。

●議長

(11時04分)

6番森岡議員。

●6番

これは非常に今の部分は重要な答弁を頂いたと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

2点目の質問につきましては、町民参加のまちづくりということについて、私は、三本町長の公約として受け止めておりましたし、冒頭の開会前の所信表明の中でも、力強く言って頂いたことではありますが、町民参加のまちづくりということにつきまして、細目2点お伺いしたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、先ほど町長が申し上げた部分でありますけれども、町長は「奈井江町まちづくり自治基本条例の原点に立ち戻って、町民との対話や意見交換をさらに進めながら、町政を進めていきたい」ということでもありますけれども、これは当然先ほどの質問にも関わりますけど、これからの奈井江町のまちづくりにつきましては、極めて本当に最重要なことだと思っております。

現在もわが町では、まちづくり町民委員会や町政懇談会、更には、こども会議等を通して、直接町民の声や意見を聞く取り組みが行われております。

しかしながら今後は、手法を含めて、更に幅広く町民の意見を聞くための努力は当然必要になると思っております。

そこで、先ほど町長が発言された部分ですけれども、町政に対して、町長が掲げた3つの理念の冒頭に、住民自治というものがありまして、先ほどご説明も頂きましたけれども、町民自ら主体となったまちづくりということがありますが、住民自治と町民主体となったまちづくりということは、言葉では分かるんですけれども、その今、三本町長が描く住民自治の姿ということについて、大綱的な話になりますけれども、ご答弁を頂きたいと思っております。

●議長
町長。

(11時06分)

●町長

今、森岡議員からの住民自治の姿、私が思い描く住民自治の姿ということでもありますけれども、所信の中でも申し上げましたとおり、まさにご指摘の通り、奈井江町まちづくり自治基本条例の原点に立つことがなによりも重要であるということでもあります。

この条例の基本理念の1つである住民自治に関して、これまで町として、まちづくり町民委員会をはじめ、町政懇談会や区長会議等の機会を設けて、町民から意見を伺って参りました。

しかしながら、現在の仕組みも、時間の経過とともに、その価値観が希薄になってきているというふうに感じているのが実感でございます。

こうした現状を踏まえて、町民がこれまで以上に、参加できる機会を設けるなど、新たな仕組みを加えていきたいということでもあります。

具体的には、まちづくり町民委員会の活性化、町政を観察・助言する町政モニターを設置、更には、繰り返しになりますけれども、連合区担当職員を配置して、連合区長さんや区長さんをサポートしながら、色々な角度から意見を伺っていく手法を考えたい。

いずれにしても、こうした仕組みの構築とともに、これも繰り返しになりますが、役場内において、闊達な議論が行われるような環境をつつていきたいなというふうに思

っております。

●議長

(11時08分)

6番森岡議員。

●6番

三本町長も初めての議会ということで、僕も緊張していたんでしょうか、2点目をちょっと言うのを忘れてしまして、今、細目の1点目についてご答弁を頂いたということで、理解したいと思います。

今の町民参加のまちづくりについて、もう1点、聞かなければならない通告がありました。

具体的な話になりますけれども、それは町政懇談会ということについて、町長の見解をお聞きしたいんですけど、町政懇談会につきましては、皆さんご存知、2年に一度、町長をはじめ幹部職員が直接地域に出向いて、町民の生の意見や要望を聞いて、今後の町政に繋げていくという、本当にこれ、重要な取り組みの一つでありますけれども、私は、この開催年度について、ずっとこのままで良いのかなという疑問に思っております。

ご存知のように、今年は開催年度であったわけですけど、8月中旬から9月の始めにかけて、今年も開催されて実施されておりますけれども、その後3カ月も経たないうちに、任期満了による町長選挙が行われているという現況もあります。

隔年開催で今はありますから、2年に1度はそういうタイミングになるわけですが、なぜ、それがだめだとか課題があるのかということについては、詳細には申し上げづらいですが、様々な状況を勘案頂ければ、課題があるのではないのかなということについては、ご理解を頂けるのではないかなと思っております。

今年は、町長も変わりました、今まで以上の住民自治を進めていくという思いや考え方を、直接町民に伝え、意見を聞く、更に、先ほど来、本当にしつこく言うんですけど、第6期まちづくり計画における後期5カ年の実施計画の策定のためにも、より、何々委員会という委員ではなくて、これ町政懇談会というのは、フリーの参加で、フリーの方が、地域の方が来れる、結構大きなテーマとか、こういうテーマを設ければ、かなりまた関心も深まるのかなというような思いもしてはおりますけれども、そういう機会であると思えます。

そこで、この町政懇談会の取り組みにつきましては、このままでいったら多分来年、再来年の開催年度になるのではないのかなと思っておりますけれども、そこを見直して、来年からサイクルを変えるということが、一つ、僕としての提案をしたいなと思っておりますけれども、町長の見解を伺います。

●議長

(11時11分)

町長。

●町長

町政懇談会懇談会の開催ということでありませけれども、今、行われている町政懇談会ということでは、地域に出向いて、直接お話を伺う大切な機会であるというふうに考えておりますが、要は、地域なり、例えば、老人クラブなり、色々な方々から、直接お話を伺うという、このことが大切なことだと思っております。

そういう意味も含めて、町民委員会などの場において、懇談会の開催方法等々も議論させて頂きながら、また、開催時期も含めて、検討させて頂きたいと思っております。

いずれにしても、町政懇談会という、今のその名前に拘らずに、色々な形で意見を聞く場を少しでも多く持ちたいというふうに考えておりますし、これが今、ご指摘の通り、まちづくり計画と一緒に、町民の皆さんが取り組んで頂くための大きな力になるというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

(11時12分)

6番森岡議員。

●6番

今、答弁頂きましたけれども、私のストレートな質問には、ストレートにはかえってきてないのかなというように思ってますけど、やっぱり、三本町長に、1つここだけ確認をします。

町政懇談会、今年もありましたね、9月にかけて。

10月11月の末にはもう町長の選挙です。

そういう状況の期間で、実施しているということが本当に町民にとってもいいのかということは、僕は疑問なんですけど、そこは三本町長の一つ考え方をそこだけ確認させて頂きたいと思っております。

●議長

(11時13分)

町長。

●町長

逃げの答弁をするわけではございませんが、それはその時その時の、町政の執行者が決めることですから、2年に1回という、ルールのようになってますけれども、ルールではないわけですので、そこは、言及を避けたいと思っております。

ただ、私が言いたいのは、町政懇談会という名前で、私が、過去、副町長や職員の際に、経験をしていましたけれども、残念ながら、先ほど希薄という言葉を使わせて頂きましたが、なかなか参加者も同じ方たちと違って、限られた方の中で、本当に町民の意見を聞くことが、なかなか難しいということかということを感じているものですから、先ほど申し上げた町民委員会で議論したいというのは、要は町民の皆さんから意見を聞く方法についても、色々な形で検討をさせて頂いて、取り組みたいという意味で回答をさせて頂いておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

(11時14分)

6番森岡議員。

●6番

分かりました。

それで、今、三本町長が言ったように、僕も全く、仕組みとか、やり方を変えていかないと、全く、これから参加者どんどん減っていくような気がしているんです。

これは私も連合区を抱えている一人として、なかなか、各地区そうだと思うんですけど、集めるのが大変、これは、懇談会に限ってね。

そういう思いもありますので、やっぱり、関心を持って来てもらえるのは、仕組みとか、そこを十分、庁舎内と、それから色々な方と協議をしながら、本当に、来年度は1人でも多くの町民と懇談をして、これからの町の方向性を考えていかなければならないという重要な年度だと思っておりますので、そのことを極力努力頂きますことをお願いして、質問は終わります。

●議長

以上で、森岡議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩致したいと思います。

11時25分から再開したいと思いますので、よろしくお願い致します。

(休憩)

(11時15分)

(3. 8番大矢議員の質問・答弁)

(11時25分)

●議長

会議を再開致します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

8番大矢議員。

(8番 登壇)

●8番

通告に従い、大綱2点、町長にお伺い致します。

1点目は、第6期まちづくり計画について伺います。

町長に就任して日が浅く、打ち合わせ等も十分出来てないことと思っておりますので、第6期まちづくり計画についての所感を伺います。

また、先ほど、森岡議員から同様の質問がありました。

重複することがあるかもしれませんが、ご容赦頂きたいと思っております。

まず1つ目に、第6期まちづくり計画、そして、前期実施計画については、町長が副

町長の時に計画されたものであり、その内容、目的などは十分理解されていることと思いますし、個人的にも色々な思いがあったものと思います。

前期計画も4年を経過するところでありますが、町長はどのように評価されているのか、伺います。

次に、2点目と致しまして、31年度には、後期実施計画を取りまとめることとなりますが、国は、PDCAサイクルを活用した目標管理型行政運営システムの確立を推進しています。

奈井江町でも、まち・ひと・しごと創生総合戦略で取り組むことが明記されています。

後期実施計画策定に当たり、前期計画の検証、評価をすることが重要であり、また、広く意見を求めるためには、この評価結果を公表することが必要ではないかと考えます。

前期計画の基本評価調書の作成、そして、公表についての町長の考えを伺います。

また、町民の皆さまの意見を聞くためには、これまでも町民委員会、町政懇談会など、多くの事業に取り組んできました。

後期計画策定に向けて、町民の意見をどのように求めていくのか、先ほど森岡議員からの質問もありましたけれども、この辺もう一度、しつこいようですけれども、お考えを伺います。

●議長

(11時27分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

大矢議員のご質問にお答えをして参りたいと思います。

まず、第6期前期まちづくり計画の評価について、議員のご質問の通り、策定に際して、副町長の立場で携わりましたし、退任後も一町民という立場から、関心を持って進捗を見守って参りました。

その中での評価については、特に、子育て支援策等と、複合的に行ってきた移住・定住対策で、補助金を活用した住宅建設など、一定の効果が現れていると考えております。

農業の分野においては、本年は残念ながら天候に恵まれずに不作となりましたが、農業者の皆さんが、産地ブランド確立に向けた支援を有効に活用して頂き、ゆめぴりか低たんぱく米の出荷数量を順調に伸ばして頂いたことも、評価できる1つだと思っております。

同時に各事業の展開には、町の財政状況も考慮しなければならないかと、感じたところであります。

次に、後期計画策定の基本的考え方につきましては、まず、評価方法については、現在は、まちづくり町民委員会において、事業の評価として議論がなされているほか、各担当課において、個別事業ごとのまちづくり計画推進管理表を作成し、実績に基づき、自己評価が行われておりますが、公表を目的とした仕組みには至っておりません。

各事業に関する目標の設定をはじめ、どのような評価、公表の取り組みができるか、今後の課題として、しっかり検討して参りたいというふうに考えております。

次に、後期計画に向けた町民の意見把握についてですが、繰り返しになりますが、私が描くまちづくりは、奈井江町まちづくり自治基本条例の原点に立ち返って、町民参加のまちづくりを進めることであります。

このために、後期まちづくり計画の策定において、住民参加で作成が進められるよう、準備を進めていきたいというふうに考えております。

具体的には、先ほど森岡議員に申し上げましたとおり、色々な方々に意見を聞く機会をどうやって作り上げていくかということに尽きると思います。

具体的に今ここで、お示しをすることはちょっとまだ整理がついておりませんが、そんなことを考えて参りたいと。

人口減少と少子高齢化の進展の中で、財政の状況を含めて、町民の皆さんと議論し、皆さんと創り上げるまちづくりを目指していきたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいというふうに思っております。

●議長

(11時30分)

8番大矢議員。

●8番

今ほど答弁がありましたけれども、1点目の評価につきましては、一定の事業としての成果は上がったという、理解しているという話だったんですけども、その中で財政には不安に思ったという話がありましたけれども、当初、計画よりは、実際に今の財政は、計画よりはいいはずなんですけれども、その辺は、当然、副町長の時にも、分かっていた数字だと思うんですね。

それよりいいのに、不安だというのは、私はどうも矛盾してならないんですけども、その辺の見解をもう一度聞きたいということと、2点目の評価については、まだ公表するような評価の方法になってないということなんですけれども、先ほどもあったように、言葉で表現すると、あいまいなんです。

どちらの事業が良かったかの評価も出来ないわけです。

やはり、これは、評価というからには、必ず目標数値をきちっと定めた中で、どちらの事業が良かったのか、財政的な効果がどちらが良かったのかというのをはっきりしなければ、どっちにシフトするんだというのが見えてこないんだと思います。

それを今後検討するということになると、後期計画作る時には、間に合わないというふうになってしまいますから、前期計画をしっかりとそういう指標に基づいた取り組みの仕方をして、評価をしなければ、後期計画に活かすことが出来ないんでないかと思うので、その辺、早急にそういうことを検討して行って、完全なものはいきなり作れるとは私も思いません。

ですけれども、そういうことに、いち早く取り組んで後期計画に反映できるようなシステムを早急に作っていくことが必要だと思いますけれども、今一度その辺の見解を伺

います。

●議長
町長。

(11時32分)

●町長

まず1点目の前期計画の評価というところではありますが、まさに議員ご指摘の通り、前期計画を作った財政推計よりも、財政、基金残高等々のことをおっしゃっているんだと思うんですが、数字的には計画よりも上回っているということは、ご指摘のとおりであります。私自身これは、前期計画の計画の財政推計そのものが、もう1回ご覧頂ければ分かるかとおり、先ほど、質問の中でお答えしたとおり、指摘もあったとおり、やはり、基金を取り崩して運営されるまちづくり計画であったということは、認識をした上で、前期計画を提案させて頂いて、行って参りました。

そういう意味では、それよりも好転はしているかもしれませんが、そのこと自体が、やはり将来的には不安が残ることはこれは事実でありますから、そこをきちんと押さえて、後期のまちづくり計画に臨みたいという意味で申し上げたところありますので、ご理解を頂きたいと思えます。

2点目の関係ですけれども、まさに、議員ご指摘のとおり、公表を例えば数値化するとかということをご指摘なのかなというふうに思いますが、私も先ほどの答弁の中でも、申し上げましたが、個別事業ごとのまちづくり計画推進管理表と、これに基づいて自己評価してますよということも申し上げました。

ただ、これは実は今回のこの答弁のこともそうですし、後期の計画にあたっての、私の所感ということで、担当課長、副町長はじめ、数人の課長にまさにこの間申し渡したところではありますが、やはり、この推進管理表で自己評価するといいいながら、これは、まちづくり計画そのものですが、やはりローリングすることによって、スタートの時の原点がぼけてしまう。

毎年ローリングすることで、ローリングしたことが既にもうそのこと自体が、間違いなく計画の更新ではあるんですけれども、本来目指したものよりも、プラスなのかマイナスなのかということも含めて、もう一度管理表の評価自体も含めて、採点方式ではないですけれども、例えば、この事業に関しては、新たな取り組みをしたことによって、当初確定したよりも、一割以上の効果が出ているよね、あるいは、こっちのことは逆に残念ながら他を優先したために、こちらは出来なかったよね、というようなことがあってもいいのかと思ってます。

そういうふうな形でお示しをすることが、まちづくりの計画を皆さんに分かりやすくすることでないかということで、具体的にはどういう形で出来るか分かりませんが、それを検討するように、申し訳ありませんが、遅かったかもしれませんが、私の方から過日、指示をしたところです。

もうちょっと見守って頂ければと思います。

●議長

(11時35分)

8番大矢議員。

●8番

分かりました。

今ほど、内部の検討という中では、評価はしているということは理解したんですけれども、やはり町民の皆さんから広く意見を求めていくためには、そういうのをもっと、町民の皆さんに分かりやすい形で示して、それに対しての意見を求めるとか、そういう形でなかったら、なかなかね、漠然とした大きな中では、町民からの意見を求めるのは難しいかなと思います。

やはり、それと同時に、先ほどの新たなまちづくりに、町民の意見をどのように反映するのかなという時にも、やはり、こちらに出向いて、皆さんに意見を言って下さいというのは、なかなか今の情勢難しいんですね。

私も農家の方にすれば、どんどん規模拡大して、朝から晩まで働いている、野菜作っている方もそうですし、また、今、国が進めているように、70歳まで働けとっているんですね。

そうなるとう当然、日中は家にはいないわけですから、なかなか役場に出向くということが出来ないわけですから、そういうことも含めて、土日になるか夜になるか分かりませんが、町長が自ら、地域に出向くなり、周りに出向いて、意見を聞く努力というのは今まで以上に必要なのかなと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいなとおります。

要望を申し上げました。

2点目の質問に移らせて頂きます。

2点目は、公共施設の整備について、伺います。

国は、急速に進む公共施設の老朽化や、耐震問題等から、全施設について、個別施設ごとの長寿命化計画、これは個別施設計画という名前でもありますけれども、これを、平成32年度までに策定し、これに基づいた、戦略的な維持管理・更新等の推進を求めています。

奈井江町においては、平成29年3月、公共施設等の総合管理計画を策定しましたが、これは基本的な考え方を定めた計画で、実際の管理は、総合管理計画に基づいた、実施計画である個別施設計画を立てて、これによって、進めなければならないと思います。

個別施設計画としては、平成24年1月策定した公園施設長寿命化修繕計画、平成25年3月策定した橋梁長寿命化修繕計画、平成26年3月策定した公営住宅等長寿命化計画がありますが、その他の施設については示されていません。

現在の取り組み状況、今後の進め方など、どのようになっているのか、伺います。

また、個別施設計画では、整備年度、予算なども記載されることから、まちづくり計画にも反映しなければならないと考えますが、どのように、考えているのか、伺います。

●議長

(11時38分)

町長。

●町長

ご質問のありました、公共施設等の施設ごとの管理実施計画個別施設計画の策定についてのお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、公共施設等の維持管理、更新等を着実に推進するための行動計画であるとともに、奈井江町まちづくり計画を上位計画として、奈井江町公共施設等総合管理計画を、29年3月に策定を致しました。

この行動計画に基づき、施設ごとの具体的な対応方針定める個別施設計画を、平成32年度までに策定することが求められております。

橋梁、公営住宅、公園の長寿命化計画は既に策定済みであり、まちづくり計画に反映されているところではありますが、役場庁舎をはじめとする他の公共施設の策定については、現在、奈井江町公共施設等総合管理計画に基づき、各施設所管課において、存続や複合化等、施設類型別の長寿命化改修工事等対策内容等を具体的な方向性を示す、個別施設計画の策定を目指しております。

厳しい財政状況が続く中で、総合的な財政議論のもとに判断が必要となる課題であると考えておりますが、町民ニーズを捉えた選択をして、自治体経営の視点からも、長期的視点を持って、事業費の平準化を行って、老朽化した公共施設の維持管理について、まちづくり計画に反映をさせるということで、実施して参りたいというふうに考えております。

ご指摘の通り、今の個別計画はある程度、視野に入れないと、後期計画が成り立ちませんので、そのことをきちんと内部で整理しながら、皆さんの意見をお伺いしたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

●議長

(11時40分)

8番大矢議員。

●8番

今ほど後期計画にも反映させなければならないので、早急に取りまとめるという話だったんですけども、実際にそうなりますと、来年度中には、これ31年度中には、これを作り上げなければならないということになると、かなり、スケジュール的には厳しいのかなというふうに思うんですけども、この辺、今の進捗状況としては、ほぼもう個別の、国の情報システムである程度、簡易的に作ることが出来る、それにのっとってのイメージ図というんですか、そういうのも出来上がって、あとは、煮詰める段階まで来ているという判断になるのか、その辺、いまのところ、もうちょっと詳しいスケジュールについて、教えて頂きたいと思えます。

●議長

(11時41分)

町長。

●町長

公共施設等総合管理計画そのものは出来ておりますし、これに具体的なものを、個別の施設計画というまでには、時間的には難しいと思っております。

ただ、総体の先ほどもちょっと申し上げたかもしれませんが、例えば公共施設の統廃合ですとか、色々なものは、過去において、この計画を作る段階で、担当を含めて議論されているわけですから、それを、視野に入れて、計画の中に入れられるもの、要は、優先順位をつけて、早めに手を付けられるものは、きちんとこの計画の中に盛り込んでいきたいというふうに思っています。

そういうものについては、やはり町民の皆さんから、きちんと説明をして理解を頂かなければなりませんから、そういう意味をもって先ほどの答弁とさせていただきます。

●議長

(11時42分)

8番大矢議員。

●8番

施設の管理ということだけでないんですけれども、過去のまちづくり計画には、5カ年の事業、整備計画といいますか、ハード計画がほとんど、5年分載っていたんですね。

今回の前期計画は当初の2年分程度はハード計画、投資計画が載っているんですけれども、後の分については、採用した年度年度で、採択といいますか、記載されているんですね、まちづくり後期計画の中に改定として。

ただ、私もこれ急に出てきたのっていう質問しますと、個別の事業計画の中では、これは計画されていましたという答弁なんです。

ですけれども、私たち町民が見た時には、まちづくり計画の中に、前期計画の中に書いてないものはないのかなというふうに理解してたのが、急に実行年度になった時に、そういうハード計画が出てくるというのは、非常に見えない部分なんです。

ですから、やはり事業計画の中であげたものは、まちづくり計画の中にきちっと記載して頂かなければ、やはり不親切で町民に対してのちゃんと理解を求めてないというふうに私は考えるんですけれども、その辺、今後の後期計画については、その辺をきちっと、出来る出来ないはまた別なんですね。

これは計画ですから、こうやって努力しますよという目標ですから。

国の採択があるとか、そういうものがあって出来ない場合もあるんだろうと思います。

ですけれども、私はその辺はきちっと、計画として打ち明けて欲しいなと思いますけれども、その辺の考え方をお聞きします。

●議長

(11時44分)

町長。

●町長

議員おっしゃるとおりだと思っています。

まさに政策的に判断をして、緊急性を早めて取り組んできた事業もありますし、逆に先送りした事業もあって、過去の計画の中で、若干町民の皆さんに、見えにくいところがあったのは、事実だというふうに思いますが、何をおいても、これから厳しい財政状況の中で、本当に皆さんに理解を頂いて、事業を進めるためには、やはり少しでも見やすくする、理解しやすくするものが、必要だと思っていますので、十分意を用いて取り組みたいと思います。

よろしくをお願いします。

●議長

以上で、大矢議員の一般質問を終了し、一般質問を終わります。

(1 1 時 4 5 分)

日程第 6 議案第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 1 時 4 5 分)

●議長

日程第 6、議案第 1 号「平成 3 0 年度奈井江町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

第 4 回定例会、ご出席大変お疲れさまでございます。

それでは、私の方から、議案第 1 号について説明を申し上げます。

議案書の 1 頁をご覧ください。

議案第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

記と致しまして、1 専決事項が、平成 3 0 年度奈井江町一般会計補正予算（第 3 号）であります。

平成 3 0 年度奈井江町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 4 5 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 0 億 1, 9 3 4 万 2 千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

2、専決処分の日付であります、平成30年9月18日であります。

平成30年12月21日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表について説明を申し上げます。

始めに歳入であります。

18款繰入金192万円を追加し2億3,162万5千円、20款諸収入243万円を追加し3億264万5千円、21款町債310万円を追加し4億4,797万7千円、歳入合計では745万円を追加し50億1,934万2千円であります。

続きまして、歳出であります。

8款土木費10万6千円を追加し5億8,831万8千円、12款職員費120万9千円を追加し9億2,890万5千円、14款災害復旧費613万5千円を追加し613万5千円とするものであります。

歳出合計では、745万円を追加し50億1,934万2千円とするものでございます。

次頁をご覧ください。

第2表として、地方債の補正についてお示しをしております。

追加の起債となります。

役場庁舎展望台屋上防水復旧工事であります、310万円を追加するものでございます。

起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行とし、利率を4.0%以内とするものでございます。償還の方法につきましては、記載の通りとなっております。

それでは、補正予算の内容について、歳出より説明をさせて頂きたいというふうに思いますが、今回の専決を行いました、予算補正につきましては、9月に発生を致しました台風21号及び胆振東部地震による災害対策に係る経費でありまして、被害状況が明らかになりました9月18日付での専決処分となっております。

それでは、改めまして、歳出をについて説明致します。

7頁をご覧ください。

8款、3項、2目水防費では、停電時の炊き出しに係る消耗品費10万6千円を追加。

12款、1項、1目では、災害対策に従事した職員の時間外勤務手当等で、120万9千円を追加計上。

8頁にわたります歳出予算では、14款災害復旧費を新設をし、1項、1目で、台風21号によって剥離をしました役場庁舎展望台屋根の防水工事で562万7千円。

かおる荘の屋根の修繕料で5万4千円を追加計上してございます。

2項1目では、強風による倒木処理手数料34万7千円。

2目で、休校によって廃棄となった給食用の食材費の損失負担金10万7千円を追加計上しております。

続きまして、歳入について説明を致します。

6頁をご覧ください。

役場庁舎展望台の改修にあたりましては、2つの財源充当を行っております。

1つ目が、20款、5項、1目の雑入であります。建物災害共済災害補償保険収入として、243万円のほか、21款、1項、4目で310万円を計上してございます。

なお、歳入歳出の差192万円につきましては、財政調整基金からの繰入を同額計上を行い、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

ここで昼食のため、1時00分まで休憩と致します。

(昼休憩)

(11時51分)

日程第7 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時00分)

●議長

会議を再開します。

日程第7、議案第5号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案第5号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

69頁の下段をご覧を頂きたいと思いますが、平成30年12月21日提出、奈井江町長。

提案理由であります。平成30年人事院勧告による、国家公務員の官民格差等に基づく給与制度の改正が行われることから、同様の給料表や支給手当額の改定を行うため、本条例の一部を改正致したしたいとするものでございまして、この後、担当参事より、説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

まちづくり参事。

●まちづくり参事

それでは、議案第5号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明をさせていただきます。

議会資料の1頁、1-①をご覧を頂きたいと思いますが。

この1頁からは、改正条例の第1条に関する部分でございまして、始めに給料について申し上げますが、給料に関しては、資料の2頁から24頁にかけて、各給料表等の新旧対照表をお示しをしております。

この中で、一般職及び医療職等の初任給については1,500円程度、若年層については1,000円程度の引き上げ、その他職員については400円を引き上げ、平均で0.2%の改正を行うものであります。

次にまた1頁にお戻り頂きますが、ここでは、30年度に係る、宿日直手当及び勤勉手当の改正を記載をしております。

宿日直手当では、医療職及びその他職員の手当について、現行の手当を200円増額する改定でございまして。

資料の25頁でございまして、この頁では、第2条関係の、31年度以降の、期末勤勉手当に係る新旧対照表でございまして。

もう少し詳しくご説明致しますので、議会資料の29頁をお開きを頂きたいと思っております。

資料3でございまして。

一般職、再任用職員それぞれ、期末手当0.05カ月分を増額する改正であります。

30年度分の支給分につきましては、12月期の支給月数を引き上げ、1回で支給するものとし、31年度以降につきましては、6月期と12月期で期末手当と合わせまして、支給率を均等に配分する改正でございまして。

この条例は、公布の日から施行し、第1条に関しては、平成30年4月1日から適用。
第2条の規定につきましては、31年4月1日から施行するものでございます。
以上、奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を致しました。
よろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第5号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決 (13時04分)

●議長

日程第8、議案第6号「特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の72頁をお開き下さい。

議案第6号「特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例」

平成30年12月21日提出、奈井江町長。

次頁をご覧頂きたいと思いますが、提案理由として、平成30年人事院勧告による一般職の勤勉手当の支給率の引上げに伴い、町長及び副町長並びに教育長に支給する期末手当の額につきましても、同様に支給率の引上げを行うため、本条例の一部を改正したいとするものでありまして、平成30年度につきましては、12月期の支給月数として0.05カ月分を追加、平成31年度におきましては、6月期支給分と、12月支給分、それぞれ0.025カ月分を追加したいとするものでございます。

以上、議案第6号について説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 会議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時10分)

●議長

日程第9、会議案第1号「奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(会議案第1号) 朗読

●議長

提出者の補足説明があれば発言を許します。

2番竹森議員。

●2番

提出議員の立場から、少し補足説明を致したいと思います。

只今の条例改正案につきまして、内容は、今、事務局長が朗読されたとおりであります。

平成30年人事院勧告に基づき改正することについて、職員は給与等の改正、そして特別職においては期末手当の支給月数の引き上げということで、今ほど可決されたところであります。

私たち議会は、これまで議員報酬について、人事院勧告や特別職の措置、財政状況などを鑑みながら見直してきた経過があります。

本年度においては、人事院勧告、特別職とのバランス等を考慮し、期末手当の支給月数を0.05カ月分引き上げ改正するため、本条例を提案するものであります。

全議員の賛同をよろしくお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

5番三浦議員。

●5番

本議案は、議員提案ではありますが、私は反対の立場で発言致します。

人事院勧告の制約を受ける職員給与と報酬を大幅にカットしている特別職についての今回の改正は当然のこととっております。

しかし、議員報酬や手当については、人事院勧告とは関係なく、議員提案をもとに議会が自主的に決めることができるものです。

従って、その報酬や手当等が適正かどうかを判断する基準は、町民の納得が得られる内容かどうかにあると考えます。

この点で、2つの観点から考えたいと思います。

まず、第一に、昨今の町民生活の現状です。

減り続ける年金や、実質賃金低下のもとで、野菜の高騰に代表される食料品等の値上がりや灯油代の高騰などで、苦しいやり繰りを強いられているのが現状です。

このような時に、議員手当の増額を提案するには、町民の理解を得るための丁寧な説明が必要と考えます。

二つ目は、この8年間、進めてきた、町議会活性化との関連です。

全国的に「開かれた議会」へと改革が進められる中、奈井江町まちづくり自治基本条例を、議会として実践する立場から、情報の積極的な公開を進めるため、議会だよりの発行、本会議の音声をインターネットで公開すること、また、議会懇談会で町民の声を直接聞くなどの改革を進めてきました。

今年度は、議会懇談会に議員歳費について情報を提供し、町民の意見を聞く試みもしてきたところです。

この間、他市や町での議会で、議員のなり手不足の解決の一環として、議員歳費などの増額などが検討されてきたことも事実です。

私はこのような経過の中で、議会として、議員歳費や手当について、腰を据えて検討し、町民に提案し、理解を得る努力が必要と考えます。

したがって、今回のように、人勧が引き上げの方向だからとか、近隣の町も上げているからという理由で、期末手当の支給を引き上げることには反対です。

以上、2つの理由から、今回の期末手当の支給引き上げには、反対致します。

●議長

次の本案に賛成者の発言を許します。

森岡議員。

●5番

只今審議されております、会議案第1号「奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」案に対しまして、私はやるべきだと賛成の立場でありますので、若干ですけど、意見を申し上げます。

今回の提案につきましては、あくまで人事院勧告に基づく改正ということであり、近隣市町や、近隣市町の議会の状況も踏まえた中で、奈井江町議会においても、期末手当に関する部分についてでありますけれども、提案の通り改正すべきと判断しております。

また、只今、三浦議員から反対討論の中で、色々なお話がありましたけれども、確かに財政状況や町民の説明ということも重要な部分かと思っておりますけれども、それは町財政全体を考えた中で、議会費、また議員報酬のあり方という大きな括りで議論すべきこと

であり、今回は人事院勧告に従う改正ということでもありますので、私は提案どおり、するべきだと判断して本案に賛成するものであります。

●議長

討論を終わります。

会議案第1号を、起立により採決します。

本案に、賛成の方の起立を求めます。

(起立)

●議長

ご着席下さい。

起立多数であります。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時16分)

●議長

日程第10、議案第2号「平成30年度奈井江町一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の10頁をご覧下さい。

議案第2号「平成30年度奈井江町一般会計補正予算(第4号)」

平成30年度奈井江町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,759万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億9,693万5千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月21日提出、奈井江町長。

次頁をご覧下さい。

第1表について説明を申し上げます。

始めに歳入であります。

14款国庫支出金290万円を追加し2億1,045万円、15款道支出金1,81

0万円を追加し4億3,923万円、17款寄附金2万円を追加し3,206万1千円、18款繰入金4,865万円を追加し2億8,027万5千円、20款諸収入792万3千円を追加し3億1,056万8千円、歳入合計と致しまして7,759万3千円を追加し50億9,693万5千円とするであります。

続きまして、次頁の歳出について説明を致します。

1款議会費8万7千円を追加し3,779万7千円、2款総務費3,961万5千円を追加し3億1,833万8千円、3款民生費336万4千円を追加し9億1,911万8千円、6款農林水産業費101万円を追加し3億1,168万円、7款商工費92万6千円を追加し1億6,883万8千円、8款土木費1,425万8千円を追加し6億257万6千円、10款教育費4万2千円を追加し2億7,109万6千円、12款職員費1,829万1千円を追加し9億4,719万6千円とするものであり、歳出合計として7,759万3千円を追加して50億9,693万5千円とするものでございます。

それでは、補正の内容について、歳出より説明致しますので、18頁をご覧ください。

1款、1項、1目では、期末手当8万7千円を追加計上。

2款、1項、1目では、その他一般行政に要する経費で消耗品7万6千円を追加計上。行政情報システムに要する経費では、マイナンバーに係るシステム改修負担金で15万2千円を追加してございます。

19頁をご覧ください。

生活交通確保対策に要する経費で、町営バスの修繕料15万4千円を追加。

ふるさと応援寄附金事業に要する経費では、ふるさと納税業務支援手数料で116万7千円を追加をしてございます。

4目では、まちづくり定住促進対策事業に要する経費で、定住促進のための助成金3,320万円を追加計上。

6目では、防犯灯の修繕で48万6千円を追加しております。

10目、地域振興基金では、ご寄附による積立金2万円を追加計上しております。

20頁をご覧ください。

2項、2目の賦課徴収費では、法人税均等割の過誤納還付金300万円を追加計上。

3款、1項、1目では、社会福祉団体等補助金で、地域活動支援センターの利用の増によります運営補助金19万7千円を追加してございます。

21頁をご覧ください。

2目では、マイナンバーのシステム改修に係る負担金で6万4千円を追加計上。

3目では、基準の改正による単価の増によりまして老人福祉施設入所措置費3万2千円を追加してございます。

後期高齢者医療保険に要する経費では、過年度負担金の精査により209万3千円を追加。

7目では、日本介護事業団の小規模多機能型居宅介護事業所開設に係ります交付金、歳入においても、道交付金を同額計上してございますが、交付単価の増高によりまして161万1千円を追加計上してございます。

24頁にわたります、8目高齢者対策費では、人事異動による人件費の精査を行って
ございます。

2項、1目では、障がい児の通所支援に係る扶助費の見込精査により256万7千円
を追加計上であります。

25頁をご覧ください。

6款、1項、3目では、台風、地震による被災者向け経営体育成支援事業補助金10
1万円を追加。

7款、1項、6目では、厨房の大型冷蔵庫の故障による更新を行うため、92万6千
円を追加しております。

8款、2項、1目では、ロータリー車の草刈装置等の修繕料で15万9千円を追加で
ございます。

26頁をご覧ください。

除雪ドーザの修繕料で35万4千円、北海道から受託をしている奈井江浦臼線外4路
線の除雪委託料で1,481万7千円を追加計上。

4項、2目では、下水道事業会計の繰出金の見込精査により107万2千円を減額計
上。

10款、2項、1目では、小学校の燃料費、グラウンド・フェンスの修繕料で155万
6千円を追加計上してございます。

27頁をご覧ください。

6項、3目では、委託料など見込精査により、負担金で151万4千円を減額計上。

12款、1項、1目、29頁にわたります職員給与費では、人事異動および、人事院
勧告による予算の補正で1,829万1千円を追加計上してございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

15頁にお戻り下さい。

14款、1項、1目では、児童福祉サービス費負担金で128万3千円を追加。

2項、1目では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で151万2千円を追
加。

2目では、地域生活支援事業補助金で4万1千円を追加。

3項、2目で、基礎年金等事務費委託金3万4千円、協力連携事務委託金で3万円を
追加計上してございます。

16頁にわたります15款、1項、1目では、児童福祉サービス費負担金で64万1
千円を追加。

2項、2目では、地域生活支援事業補助金で2万1千円、介護サービス提供基盤等整
備事業補助金で161万1千円を追加。

4目では、経営体育成支援事業補助金で101万円を追加。

3項、2目土木費委託金では、道々の道路施設維持管理委託金で1,481万7千円
を追加計上してございます。

17款の寄附金では、商工会料飲業部会からの寄附により2万円を追加計上したとこ
ろでございます。

17頁をご覧下さい。

18款、1項、1目では、定住促進助成金に係る財源として3,320万円を繰入。
20款、5項、1目では、事業関連雑収入792万3千円を追加計上してございます。
なお、以上におけます歳入歳出の差1,545万円につきましては、財政調整基金繰入金と同額追加計上を行い、収支の均衡を図ったところでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

2番竹森議員。

●2番

只今、説明がありました補正予算案について、3点ほど質問したいと思います。

まず最初に、歳出の項目18頁、2款の行政情報システムに関する経費151万2千円については、マイナンバーシステムのソフト改修ということで説明があり、理解するところであります。

ただ、この費用については、国庫補助金で充当されるということですが、このマイナンバーシステムを導入したのは、たしか、平成28年1月からだったと思います。

2年も経っていないうちに、システムの改修ということで、どういう内容なのか、知りたいのでお知らせ下さい。

また、マイナンバーカードの普及については、なかなか進んでないという報道もあります。

現在の奈井江町のカードの発行率について、どのぐらいなのか、お知らせ下さい。

2つ目については、19頁。

同じく2款の総務費、一般管理費のいわゆるふるさと納税に関する手数料116万7千円についてです。

これは、どこに支出したのか伺いたいと思います。

5月のまちづくり委員会の所管調査では、ふるさと納税の仲介業者を利用するとのことであったので、多分、その手数料だと思われます。

また、その手数料率はどのぐらいなのか。

報道によりますと、今、総務省がかなりふるさと納税が過熱しているということで、返礼品の金額の率ですね、それを3割に抑えるということで、2年に渡って通達を出して、先ごろの報道によりますと、法律化して3割以上の返礼品を出している町村はふるさと納税の寄付した方の税の控除を認めないという法律を来年にもあげるということを聞いております。

それについて、全国的に市町村で職員でやるのは、かなり手数料がかかるということで、仲介業者をかなり使っているんですが、その仲介業者がかなり手数料を取っているという報道があります。

それで、奈井江町のこういう手数料もどのくらい払っているのかをお聞きしたいと思います。

それに関して、ふるさと納税の金額は、奈井江町はなかなか上がっていないのが現状なんですけれども、奈井江町のホームページによりますと、9月末までの金額しか載っていないんですけれども、その集計では560万円ぐらいだったと思います。

当初予算では3千万円を予想されていたかと思いますが、半年で560万ということは、あと半年でどのくらい伸びるのか、今かなり総務省が規制をかけているので、大体、奈井江町はずっと3割を、返礼率3割を守ってきたので、10月ぐらいからは、他町村と横並びの返礼率で同じぐらいの競争になるのかなという予想はあるんですけれども、なかなか560万から3千万までといったら厳しいので、どのぐらいの予想をされているか、お聞きしたいと思います。

3つ目につきましては、20頁2項の町税費の中の2目賦課徴収費の償還金300万円については、只今法人町民税の均等割りの過誤納還付金という説明がありましたが、その内訳について、お知らせ下さい。

以上です。

●議長

まちづくり参事。

●まちづくり参事

只今のご質問の1点目のシステムの改修の部分、前段の部分、私の方でお答えをさせて頂きますが、今回のシステムの改修につきましては、そのシステム自体の根幹に関わる部分ではなくて、マイナンバーカードに記載に関する処理の一部分の追加の処理、システム改修ということをございまして、その内容につきましては、まず1つ目には、自治体が、結婚された、苗字が変わったような方の対象が出てくる場合がございますが、そういった場合、旧姓による検索も自治体が出来るように対応を可能とする改修と、もう1点は、そういった旧姓の関係、また加えて、ローマ字による表示という部分の中で、関係一覧表を出力する際の部分について、ここを可能とするために、システムの一部を見直すという内容でございます。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

私の方からは、ご質問1点目の後段のマイナンバーカードの発行率に関する質問について、お答えしたいと思います。

本年11月30日現在のカード発行枚数につきましては、749枚でございます。

奈井江町の総人口に対する発行率につきましては13.8%となっております、昨年の同時期と比較致しまして、発行枚数が82枚の増、発行率が1.8%との増となっ

てございます。

以上でございます。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

それでは私からは、竹森議員の2つ目のふるさと納税と、3点目の法人町民税均等割の過誤納還付金の還付の件につきまして、ご説明申し上げます。

2つ目のふるさと納税でございますが、ご質問のありました支出先につきましては、契約業者、株式会社インターブレイン、本社が滝川市にありまして、ふるさと納税委託業務を平成30年8月1日に契約しまして、連携の準備期間を経て10月16日から運用を開始したところでございます。

地元精通したスタッフが身近におりますことから、返礼品が開拓ができ、返礼品提供事業者へのサポートは1社1社に寄り添ったコンサルティングが可能。更に、事業者の顔が見え、魅力が伝わる情報発信を継続的に実施できることで、一過性ではない地域ファンを生み出すことが出来ることを期待し契約をしたものでございます。

手数料で補正しました内容につきましては、ふるさと納税業務支援サービスの手数料と致しまして、寄附額の10%。

この他、ふるさとチョイス連携のためのシステム手数料ということで、寄附額のデータの落とし込みになりますけれども、寄附1件あたり200円の部分について、10月16日から運用開始して3月31日までの期間により、当初寄附予定額、先ほど竹森議員申し上げましたが、当初予算が3千万なんですけれども、10月16日から始まっているということで当初寄附予定額の3分の1の1千万円を試算としまして、件数を400件で見込んだものでございます。

また、ふるさと納税額の見通し見解ということでございますが、平成30年11月末における入ってきました納税寄附額は839万6千円、458件になりますが、これを月平均8カ月で割りますと、ひと月あたり105万円ということで、年間見込み額は1,260万円程度となるのが、単純計算では想定されるところでございます。

しかしながら、業者委託したことによりまして、新たな返礼品の開拓がありまして、提供事業者からの申し出につきましては、年度当初9事業者20品、期間限定品を含むと34品でしたけれども、昨日現在で13事業者55品へ、品数が増えているところでございまして、業務委託しました10月16日から11月末までに入ってきた寄附額は、255万5千円、99件となったところでございます。

専門業者に委託した期待も含めて、あくまでも当初予算計上した3千万円を目標とするものでございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

また、3点目の法人税均等割の還付につきましては、平成27年度の税制改正前の基準により、法人町民税均等割の課税標準額を使用していたと。

これは、資本金の額の計算方法が変わっておりまして、これによりまして、9号法人

だったものが8号法人となったものでございまして、納税者の申告誤りにより、当町に納付された平成28年度の更正と、平成29年度更正見込みによりまして、法人税均等割2年分の300万円の還付のため補正するものでございますので、ご理解頂きたいと思っております。

●議長

よろしいですか。

竹森議員。

●2番

今の最後の2年分で150万掛ける2ということは、1社ということによろしいですね。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

1社で2カ年分ということでございます。

●議長

その他ございませんか。

森岡議員。

●6番

私の方から1点確認をさせていただきます。

歳出の総務費における19頁のまちづくり定住促進対策事業に要する経費ということで、負担金補助及び交付金ということで、今回3,320万ということで計上されております。

6月にもこれは一般質問で聞いておりますので、主には、集合住宅の部分が多いのかなというように思っておりますけれども、その時間いた金額よりも多いので、新築や中古、他の定住対策も含めて増えているかと思っておりますけれども、当初見込みより増えている部分について、今回この3,320万の具体的な中身について説明をお願いします。

●議長

まちづくり参事。

●まちづくり参事

只今の森岡議員のご質問でございますが、今年度の定住促進の助成金、大体年度末の完成を含めて予定を組んだところでございますが、まず、新築住宅につきましては、当

初7戸の予定が、今、予定では9戸でございます。

それから、定住促進、中古住宅の購入でございますが、10戸の予算に対して、11戸の予定です。

それから、集合住宅に関しては、当初、組んでいなかったものが、4棟の26戸ということで、ここのそれぞれの増額分合わせて3,320万円という部分でございますが、若干、この中身申し上げますが、住宅建築におきましては、見込9件のうち、町内は6件、町外からは3件、そのうち、合計9戸のうち、子育て世代が4戸ということでございます。

また、中古住宅に関しては、町内から申請が4件、町外者が7件、合わせてこの11件のうち、6件が子育て世代というふうになってございます。

また集合住宅につきましては、町内オーナー2件、町外オーナー2件ということで、4棟でございます。

そのようなことで、この不足分を今回計上させて頂いたという内容でございます。

●議長

森岡議員。

●6番

今、詳細な説明を頂きましたので、改めて、町で進めてきた定住対策、町外からの編入も含めて、子育て世代に十分貢献しているなということで、認識をしております。

それで、今回の3,320万円の財源の措置なんですけど、地域振興基金からということで、当町の基金からの繰り入れということになっておりますけれども、6月時点においては、集合住宅の部分について、起債が認められなくなったということで、その後、振興局や道と色々協議を進めるというお話でありましたけれども、現在までのその話の状況について、ご説明を頂きたいと思います。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の森岡議員のご質問でございますが、森岡議員のご質問のとおり、当初、過疎債のソフト事業を見込んでおりましたが、起債対象外事業となりまして、その後、平成30年度においては、その民間集合住宅の建設が例年になく、建設需要が多かったというようなところがありまして、本年度の財源確保の手立てが当町の厳しい財政状況からも必要不可欠だったということで、新たな財源確保のために、低利の長期貸付金であります北海道市町村振興基金の活用協議をずっと進めさせて頂いたところでございますが、過疎債同様、民間に対する補助となりますことから、貸し付けの対象に至らなかったものでございます。

このことから再度、財源の検討をした結果、定住促進は町の重要メイン事業でもござ

いますので、今回補正提案をさせて頂きました民間集合住宅建築助成と合わせまして、住宅建築助成、中古住宅購入助成分の不足の見込み額、過疎債ソフトのオーバーフロー分を含めて、地域振興基金を財源に充てることとしたものでございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

森岡議員。

●6番

分かりました。

今、言った集合住宅、民間部分については、色々な財源手当てについて検討、また相談してきたけれども、見込みが立たないという、これは現状の話ですけれども、それは次年度においてもそういう状況は変わらないという認識でよろしいんですか。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今のご質問でございますが、過疎債につきましては、有利な起債ということで、近年、非常に、ソフト事業も含めて、起債申請が全道的にも増えているというようなところもございますし、そういった部分と、先ほど、説明させて頂きました民間補助金、民間への補助というようなところで、総務省の指摘を受けたというところがございますので、この起債は、以降、借り入れは難しいというふうに考えておりますし、また、この間の財源についても、なかなかない状況でございますし、事業に対する財源がない前提では非常に厳しいというところがございますし、財政状況を踏まえながら、今後慎重に考えざるを得ないのかなというふうに捉えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

その他ございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時44分)

●議長

日程第11、議案第3号「平成30年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の31頁をご覧ください。

議案第3号「平成30年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)」

平成30年度奈井江町の下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ97万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,252万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年12月21日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表につきまして、歳入から説明申し上げます。

3款繰入金107万2千円を減じて2億8,247万7千円、6款町債10万円を追加し、350万円、歳入合計で97万2千円を減じて4億4,252万8千円とするものであります。

歳出では、1款下水道費97万2千円を減じて8,218万6千円とするものであり、

歳出合計としては同様に97万2千円を減じて4億4,252万8千円とするものでございます。

次頁をご覧ください。

第2表の地方債補正であります。

資本費平準化債を10万円追加し920万円とするものであり、起債の方法、利率、償還の方法についての変更がございません。

それでは、はじめに歳出より説明を申し上げます。

36頁をご覧ください。

1款、1項、1目では、消費税等の確定により207万円の減額計上。

2目の下水道建設費および38頁にわたります3項、1目では、人事院勧告に係る人件費の見込精査を行ってございます。

38頁をご覧ください。

4項、1目では、個別排水処理施設の部品交換等によりまして49万9千円を追加計上。

2款では、歳出予算の補正はありませんが、財源の振り替えを行ったところでございます。

35頁の歳入についてご覧ください。

6款、1項、1目で10万円の追加計上を行っているところでございます。

以上におけます歳入歳出の差107万2千円につきましては、一般会計からの繰入金を減額をし、収支の均衡を図ったところでございます。

以上が補正予算の概要であります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 4 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 3 時 4 8 分)

●議長

日程第 1 2、議案第 4 号「平成 3 0 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の 4 0 頁をご覧ください。

議案第 4 号「平成 3 0 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）」

第 1 条、平成 3 0 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、平成 3 0 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入については補正はございません。

支出、第 1 款、病院事業費用 1 3 4 万円を追加し 1 1 億 4, 5 7 5 万 1 千円とするものでございます。

第 3 条、予算第 7 条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(1) 職員給与費であります 2 6 7 万 5 千円を追加し 5 億 6, 2 6 6 万 1 千円とするものであります。

平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日提出、奈井江町長。

4 2 頁をご覧ください。

今回の予算補正につきましては、他の会計と同様に、人事院勧告及び人事異動等による人件費の見込精査でございます。

病院事業費用、医業費用の 1 目給与費では、2 6 9 万 7 千円を追加計上。

4 3 頁の 3 目経費では 1 6 3 万 9 千円を減額。

医業外費用の 3 目では 5 万円の減額計上をしているところでございます。

特別損失の 1 目では、前年度の給食食材費精算によりまして 3 3 万 2 千円を追加計上。

以上の結果、単年度実質収支では7,635万8千円の赤字、繰越実質収支では4,199万円の黒字を見込んだところでございます。

以上、補正予算の概要について申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

森岡議員。

●6番

2点、お尋ねさせていただきます。

まず、病院事業の補正予算でありますけれども、歳出、病院事業費用における手当の部分につきまして、大幅に減額されております。

中身を見ると、夜間看護手当、夜勤勤務手当ということでの減額が大きいんですけれども、この理由について、まず、教えて頂きたいと思います。

それと、もう1点、費用の中の最後の特別損失という部分で、今回33万2千円特別損失ということで計上されております。

只今書いてあるとおりのことは、給食費の委託清算金ということで、説明あったんですけれども、過年度の話ですから、どういう状況で、この清算金が発生したのかということについてご説明を頂きたいと思います。

●議長

病院事務長。

●町立国保病院事務長

第4回定例会の出席、大変お疲れさまでございます。

私の方から、只今森岡議員からご質問頂きました2点について、ご回答をさせていただきます。

まずはじめに、手当の減額についてでございますが、議員おっしゃられましたとおり、夜間看護手当と夜勤勤務手当、こちらの減額が主なものとなっておりますが、こちらにつきましては、本年4月1日より、病棟の種別を一般病床と療養病床の混合の病床から、全て療養病床に変更したことによりまして、夜勤に従事する看護職員の数が従来4名あったものが、4月からは3名に変更になっております。

この1名減になったことによりまして減額が主な理由となっております。

続きまして、特別損失につきましてです。

こちらにつきましては、給食の委託業務におきまして、食材費について、実使用額がもし契約額を超過した場合、こちらについては、超過額につきまして、委託の発注元であります病院が負担するという契約を結んでおります。

病院の厨房におきましては、平成29年度まで健寿苑の給食も同様に調理をしていた

実態にございまして、平成29年度中において発生致しました食材の超過額、こちらについては、健寿苑と病院、2施設の食数の按分によりまして、年度末の時点で委託業者に対する精算を一旦終えている状況にございました。

しかしながら、施設ごとの負担金額につきましては、健寿苑と病院ということで、日本介護事業団の方より、按分による計算ではなく、施設ごとの実使用額による精算を行えないだろうかということでの申し入れを頂いておりました。

これを受けまして、病院の方で再度、詳細な積み上げによる負担額の精査を行った上で、両施設間において、最終的な精算を行うということになっておりました。

その結果と致しまして、本来、病院が負担すべき金額が支払不足となっておりまして、逆に日本介護事業団が支払い過ぎという実態が最終的に双方により確認されたことから、当院の支払い不足となっておりました金額につきまして、日本介護事業団に対して、支払いを行いたく、過年度分の損益修正損と致しまして、今回33万2千円の特別損失の計上をさせて頂いたところでございます。

●議長

森岡議員。

●6番

中身については分かりました。

それで、介護事業団から申し入れがあつての精算という経緯だそうですが、これ、すみません、事業団からの申し入れがあつたのがいつかということと、30年も、今11月までは終わっているんだけど、これもその時期によるんでしょうけれども、30年度の今までの分についても、こういう清算金が発生するのか、その2点お尋ねします。

●議長

病院事務長。

●町立国保病院事務長

森岡議員のご質問にお答え致します。

日本介護事業団との話し合いと致しましては、年度末の時点から話し合いを重ねておりまして、年度末の時点では、一旦按分による精算をするというところについてのご理解を頂いて進めておりましたが、実費による計算をして欲しいというお話もその時点で頂いておりました。

その後、かなり細かく食材の分量であつたりだとか、その日その日での食数について、全て拾わなければ、計算が出来なかったことから、今回ちょっと時間を要しまして、最終的には10月に確定的なところの双方の合意が得られたという状況になっております。

もう1点、平成30年度につきましては、9月末まで、健寿苑の給食については、病院と同じ厨房を活用しておりましたが、10月1日からは、日本介護事業団が直接、給食の提供を行う形に健寿苑の方は変わっております。

これによりまして、上半期9月までの部分につきましては、今まで同様、業者の方に超過額が発生した場合は、支払いをする義務がございますが、それにつきましては、本年春に詳細な積み上げによる精算を求められていたこともありまして、今回9月末までの部分については、既に詳細な計算をした上で、それぞれの施設での精算をしておりますので、30年度において、同様のことが発生するということは想定しておりません。

●議長

その他ございますか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時57分)

●議長

日程第13、議案第7号「公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町地域交流センター）」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の74頁をお開き下さい。

議案第7号、「公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町地域交流センター）」

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので町議会の議決を求める。

平成30年12月21日提出、奈井江町長。

本案につきましては、来年3月に現在の指定期間を終了する地域交流センターの4月以降の指定管理者を指定するものでございます。

1、指定管理者の名称は、特定非営利活動法人、日本一直線道まちづくり研究会。

所在地は、奈井江町字奈井江748番地118。

代表者は、工藤克彦氏であります。

2と致しまして、管理を行わせる施設につきましては、奈井江町地域交流センターです。

3、管理を行わせる期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

4管理業務の範囲及び5利用料金に関する事項としましては、議案書記載のとおりでございます。

この後、所管より概要について説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定を下さいますよう、お願い申し上げます。

●議長

まちづくり参事。

●まちづくり参事

それでは、地域交流センターの指定管理者の指定に係る選定について、定例会資料によりご説明申し上げます。

議会資料の30頁「資料4」をお開き下さい。

まず、地域交流センターの選定経過についてであります。募集要項などについて、事前の選定委員会で協議を行った後、10月17日に公募を開始し、同月25日の募集要項説明会を経て、11月13日に公募を締め切ったところでございますが、歌志内市の「有限会社エコノミービジネスネットワーク」、町内の「特定非営利活動法人 日本一直線道まちづくり研究会」、この2つの団体から申し込みがあったところでございます。

11月29日には、両団体からのプレゼンテーション及び聴き取り調査を実施しております。

その後2回の選定委員会を開催し、選定作業を進めたところであります。

委員会の採点に関しては、指定手続き条例に基づく基準や町の要求水準に照らして、総合的な観点から採点を行うため、資料の32頁にございます【別紙1】にございます、

「評価項目、配点及び審査の視点」に基づきまして、選定委員会の11名の委員が採点を行ったところでございます。

その結果、委員の総得点の平均点が高かった「日本一直線道まちづくり研究会」を、指定管理者となる候補者として選定したところでございます。

各団体の提案内容につきましては、資料の36頁からの【別紙2】として「事業計画」、また、59頁からの【別紙3】が「管理費用の提案額」、次に、資料61頁の【別紙4】が「採点結果」となっております。

別紙4により、2団体の得点の結果をご説明申し上げますが、それぞれの採点項目は、5点の配点で3点を標準的な提案とし、それぞれ加点、減点の方式をとっておりますが、3-2(1)町が支出する費用縮減では、町が算出した額に対する縮減の割合で1点~15点の区分によりまして、採点をしております。

2団体の比較では、採点項目17項目のうち、同点が3項目、項目の3-2経費の縮減など4項目でエコノミービジネス社が上回っておりますが、その他の10項目でNPO法人が上回る結果となっております。

候補者であります、日本一直線道まちづくり研究会の提案についてご説明致しますので、45頁をお開きを頂きたいと思っております。

事業計画では、「1 施設管理の基本的な考え方・方策」として、地元町民はもとより、町内外の利用者が、快適に利用できるよう、安全・安心な観点から管理運営を行うため、担当者の指導強化に努め、またボランティア会員の支援のもと、元気の出るサービスを行うという方針が示されております。

「2の施設の効用の最大限の発揮」と致しまして、利用者の実態を把握し、効率的な管理を行うほか、道の駅としてスタンプラリーへの対応を考慮した開館時間が設定されているほか、道の駅連絡会など、関係機関との連携を深める中で、地場製品のPR、販売に努めるほか、ないえ温泉や、シーニックバイウェイ北海道推進協議会連携事業などにより、新たな自主事業の展開が計画されております。

47頁からの「3適切な維持及び管理」では、ないえ福祉会の利用者の雇用を含む管理・清掃の体制及び専門業者による適正な維持管理が計画されているほか、経費の縮減として、日常の点検や経費の削減に取り組む内容となっております。

48頁の管理を安定して行う人員等に関しては、これまでの経験を持って、利用者の増加や雇用の継続、経営能力の向上を目指すという内容でございます。

49頁、その他におきましては、自主事業の展開のほか、ないえ温泉との連携が計画されております。

資料59頁、【別紙3】の各団体の管理費用の提案額をご覧を頂きたいと思っておりますが、この頁では、5年間の収支の総額を記しております。

管理費用、町の積算額9,598万5千円に対しまして、日本一直線道まちづくり研究会は8,587万5千円となっております。

各年度ごとの金額につきましては、次頁の記載のとおりでございます。

なお、今後につきましては、平成31年4月1日の指定管理開始に向けて、議決を頂いた後に、指定の処分を行い、管理運営の詳細を定めた協定書を定め、締結をして参り

たいと考えてございます。

以上、資料の概要について、ご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

石川議員。

●4番

只今のご説明の中、第7号議案における私からの質問を致します。

町の管理費用の予定価格についてであります。

資料にもあるように、今のご説明にもあるように、地域交流センターの指定管理公募における町の管理費用、予定価格は、平成31年から36年まで、年間1,919万7千円となっております。

実績としては過去2年間、平成28年と29年の指定管理における町の管理費用は1,572万8千円であり、管理業務の収支については、両年度とも収益がございました。

管理業務の収支が黒字なのに、何故、町の管理費用の予定価格が年間346万9千円、増えたのかを伺いたいと思います。

●議長

ふるさと商工観光課長。

●ふるさと商工観光課長

只今の石川議員のご質問にお答えしたいと思いますが、町の積算費用につきましては、収入支出それぞれございますけれども、それぞれ実績ですとかに合わせまして、算定を積算をしているところでございます。

これにつきましては、収入で申し上げますと、今ほど申し上げた通り、実績に基づいて積算をし、支出につきましても基本的には実績を基に積算をしているところでございまして、それぞれ、町が行った場合、直営とした場合といいますか、そういった形で現在の単価ですとか、そういったものを積み上げているというところでございます。

従いまして、そのような積算、それぞれ積算を行っているということで、管理表が上がっているというようなことになってございますので、よろしくお願い致します。

●議長

その他ございますか。

遠藤議員。

●3番

数日前からこの資料を見た時に、数字がどうこう、これからの今後の事業の内容等を

見た時に、根本を考えた時に、道の駅自体の賑わいだとか、活性化、そういうことを考えた時に、私としては町自体もJAだとか、商工会、農業者にしっかりと関わっていくことが重要でないかなという気がするんですね。

でなければ、また、現状のままが5年間過ぎてしまうような気がするんです。

指定管理に任せたから、それでいいということではなくして、やはり町としてもしっかりとJAなり、農業者なり、色々な各団体あります。

そういったところに関わって行って、みんなで道の駅を盛り上げるという、そういう視点が大事でないかなという気がするんですけれども、町としてはどうでしょうか。

●議長

ふるさと商工観光課長。

●ふるさと商工観光課長

只今の遠藤議員のご質問にお答えしたいと思いますが、確かにおっしゃるとおり、道の駅の活性化というのは、前からも言われているというのは事実でございますし、奈井江町におきましては、観光施設の1つではないかと思っております。

それで、今ほど言われました農協ですとか商工会、そういった団体との連携というのは、これも当然大事だと思いますし、また、それぞれに農業者ですとか、商工業者、そういった方との連携も必要だというふうに思っております。

また、観光施設であります、先ほど碓井参事からも説明あったように、ないえ温泉との連携ということ、そういったところの直接的な連携というものも、非常に大事だと思っております。

今回、このように提案を頂いた中で、それぞれこの町内の連携、関係機関、団体との連携はもとより、管内の関係機関ですとか、そういったところの連携も含めるということで、全体で盛り上げていくというふうに、私どもは認識しているところでございます。

これらについて今後も、今以上にといいますか、そういったこと、町とも意見交換をしながら、盛り上げていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願い致します。

●議長

その他ございますか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

石川議員。

● 4 番

私は、この第7号議案に反対を表明致します。

反対理由としては、奈井江町のホームページには、指定管理制度の効用は行政にとって、施設の管理に要する人員の削減や経費の削減が認められることが大きな利点ですと書かれてあります。

また、指定管理制度の目的は、民間活力の導入による、管理施設のサービスの向上と経費の削減であります。

今回提案されている管理費用の予定価格は、奈井江町における指定管理制度の効果や指定管理制度の目的に沿わない提案であると思います。

更には、先ほどの町長の就任のご挨拶、それから、本日の一般質問にもあったように、財政状況の厳しさが言われている中、現状の管理費用で採算が取れている事業に行政の積算根拠により、5年間で1,734万5千円の増額をするという考え方は、私には町民には説明が出来ません。

以上の理由により、私は、議案第7号に反対致します。

● 議長

次に、本案に賛成者の発言を許します。

森岡議員。

● 6 番

私は、只今提案頂いた、公の施設に係る指定管理者の指定について、提案には賛成をする立場であります。

事前に色々お話があったのは、皆さんご存知の通りでありますけれども、私が一番気にしていたのはやはり今年の3月から1年間期間を延長したという中で、今、公募に応じている団体がどのように町に対して出した計画書に対して、努力をしてきたかということ、私はまず第一の観点として見せて頂きたいと思って、それは昨日、全員協議会でその中で行政の方からも説明を頂き、行政としても、評価をして、管理者として公募をする資格もあるということは、私は判断を致しました。

そのうち、今回の提案でありますけれども、やはり、今、石川議員が経費のこと言われましたけれども、それも確かに最もなことではあると思いますけれども、これ5年間決めてしまえば、その金額でいってしまうということも、そうですけれども、やはり、一番大事なのは、施設の設置の目的に沿って、管理者がどうやって運営していくかということが、私はその施設にとっての一番大事なことであり、目的に沿った運営を目指して努力して頂けるということでもありますので、私は、現提案頂いた団体に指定することに賛成であります。

● 議長

討論を終わります。

議案第7号を、起立により採決します。

本案に、賛成の方の起立を求めます。

(起立)

●議長

ご着席下さい。

起立多数であります。

本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

おはかりします。

12月22日から12月25日は、議案調査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

12月22日から12月25日は、休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

なお、12月26日は10時00分より本会議を再開します。

皆さん、本日は大変ご苦労さまでした。

(14時16分)

平成30年第4回奈井江町議会定例会

平成30年12月26日（水曜日）
午前9時59分開会

○議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 第 3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 第 4 選挙第1号 奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の選挙について
- 第 5 意見案第1号 日米物品貿易協定交渉に関する意見書
- 第 6 会議案第2号 奈井江町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第 7 調査第1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第 8 調査第2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第 9 調査第3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利律子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（14名）

町	長	三 本 英 司
副 町	長	相 澤 公
教 育	長	萬 博 文
まちづくり	参事	碓 井 直 樹
健康ふれあい	参事	小 澤 敏 博

会 計 管 理 者	小 澤 克 則
くらしと財務課長	馬 場 和 浩
まちなみ課長	大 津 一 由
おもいやり課長	石 塚 俊 也
ふるさと商工観光課長	横 山 誠
ふるさと農政課長	辻 脇 泰 弘

町立病院事務長	杉 野 和 博
代表監査委員	中 野 浩 二
農業委員会会長	千 徳 信 行

○欠席した者の氏名 教育委員会事務局長 松 本 正 志

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	山 崎 静
まちづくり課総務係長	遠 藤 友 幸

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

第4回定例会最終日出席、ご苦労さまでございます。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、これから会議を再開します。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番竹森議員、3番遠藤議員を指名します。

日程第2 諮問第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時00分)

●議長

日程第2、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

議案書75頁をお開き下さい。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」

奈井江町人権擁護委員、堀則文氏が、平成31年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き、堀則文氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の意見を諮うものであります。

平成30年12月21日提出、奈井江町長。

よろしくご審議を頂きますよう、お願い致します。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
諮問第1号を採決します。
本件は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本件は、これに同意することに決定しました。

日程第3 諮問第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時01分)

●議長

日程第3、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

(町長 登壇)

●町長

78頁をお願い致します。
諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」
奈井江町人権擁護委員、中野忠雄氏が、平成31年3月31日をもって任期満了となるので、後任に萬孝志氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の意見を諮うものであります。
平成30年12月21日提出、奈井江町長。
なお、萬氏の履歴につきましては、次頁に記載しておりますので、よろしくご審議を頂きますよう、お願い申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

諮問第2号を採決します。

本件は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本件は、これに同意することに決定しました。

日程第4 選挙第1号の上程・説明・指名推選

(10時03分)

●議長

日程第4、選挙第1号「奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の選挙について」を行います。

おはかりします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

おはかりします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

指名の方法については、議長が指名することに決定致しました。

奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員に、三浦議員を指名します。

おはかりします。

只今、指名しました三浦議員を、奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

只今、指名しました三浦議員が当選されました。

只今、当選されました三浦議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

(告知)

日程第5 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時04分)

●議長

日程第5、意見案第1号「日米物品貿易協定交渉に関する意見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第1号) 朗読

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。

2番竹森議員。

●2番

提出議員の立場から、補足説明を致したいと思います。

本年9月26日の日米首脳会談において、輸入自動車の追加関税を見送る代償として、日米物品貿易協定の交渉開始に合意しました。

交渉は、来年1月中旬にも始まろうとしています。

米国と中国の貿易交渉の最中、中国への輸出の減少分を日本に求めることも予想され、一層の農畜産物の市場開放へと繋がる恐れがあります。

米、麦、大豆などを多く生産している、わが町の農業への影響も強く懸念されます。

よって、日米物品貿易協定交渉にあたって、安易な農畜産物の関税協議を行わないよう、この意見書（案）を提出するものです。

どうか、全議員の賛成をもって、可決決定をお願い致します。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第6 会議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時08分)

●議長

日程第6、会議案第2号「奈井江町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(会議案第2号) 朗読

●議長

提出者の補足説明があれば発言を許します。

4番石川議員。

●4番

おはようございます。

会議案第2号の補足説明を致します。

会議案第2号については、只今事務局長の朗読の通りであります。

奈井江町議会の定員は、現在9名であります。

議会運営委員会が全員協議会において、委員会報告を行い、承認を求める場合において、現在の定数5名では、全議員数の過半数を超えるため、過半数以下の4名とし、より公平な民主主義を高めようとするものであります。

全議員のご賛同をもって、ご承認、よろしくお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

会議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 調査第1号の上程・付託

(10時10分)

●議長

日程第7、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(調査第1号) 朗読

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第8 調査第2号の上程・付託

(10時11分)

●議長

日程第8、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(調査第2号) 朗読

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9 調査第3号の上程・説明・付託

(10時12分)

●議長

日程第9、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第3号) 朗読

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

平成30年奈井江町議会第4回定例会を閉会します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時14分)